

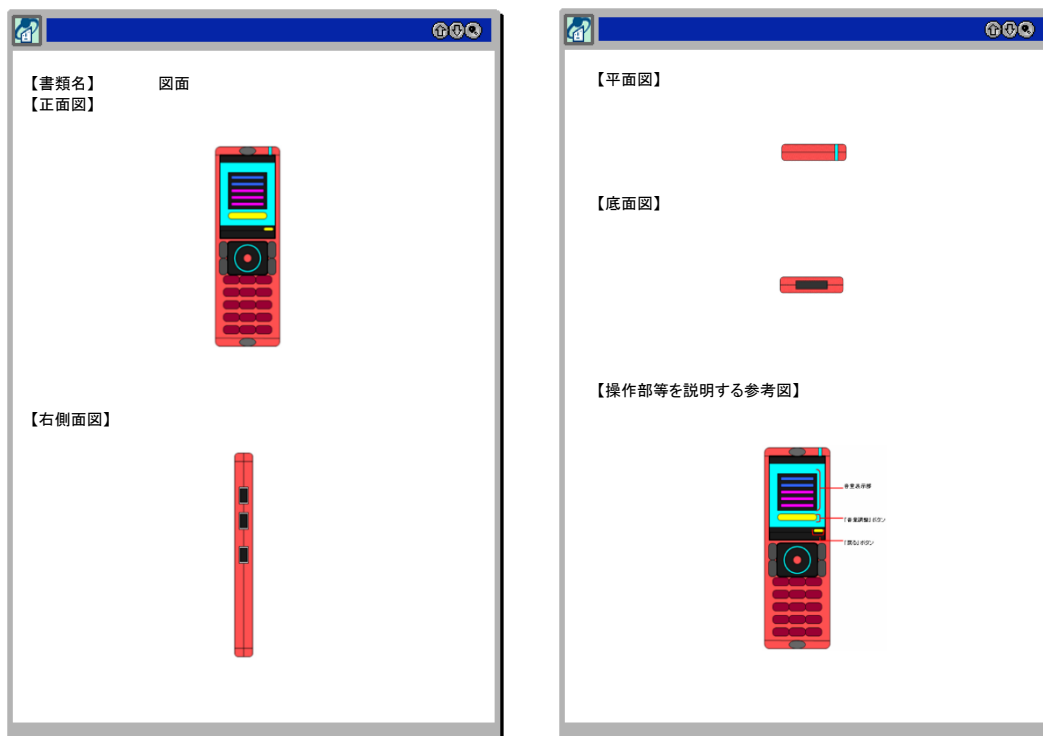
2. 図面の記載の基本

意匠法の保護対象となる物品等の形状等は、多くが立体状です。しかし、その立体状の形状等を意匠登録出願する際には、平面上に記載した図面等によって表します。つまり、意匠権の客体は、現実の立体物ではなく、その図面等によって表された立体の形状等になります。そのため、第三者においても権利の客体である形状等を正しく理解できるよう、出願にあたっての作図方法を詳細に定めています。

このように、図面等は意匠権の客体となる形状等が正しく理解されるよう、定められた作図方法に基づいて記載することが必要であり、意匠権の客体となる形状等の全体が特定したものと理解されるように、必要な図（例えば、6面図、斜視図、断面図、部分拡大図など。以降、「必要図」といいます）を記載します。必要図は、例えば、斜視図や正面図など、出願の意匠を最もよく表している図を先頭にする、第三者にも意匠の理解がしやすくなります。

また、形状等の説明や使用状態を示すために、部位の名称を表記した線や矢印等、出願意匠以外のものを描き加えた図も、意匠の理解の助けになります。このような、意匠の理解の参考のために当該意匠を構成しない要素を描き加えた図は、【○○参考図】等と表示し、「参考図」として、当該意匠の構成要素のみを描いた必要図と区別します。そのため、参考図は必要図の後に記載します。

以下、願書に添付する図面の記載の仕方の基本的内容について説明します。



A. 形状等の特定に必要な図について

2A.1 様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点

(1) 形状等の特定に必要な図の作図方法の種類

- ① 意匠が立体状の形状等の場合は、正投影図法により表すことができます。各図同一縮尺で作成し、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図のうち、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。（様式 6 備考 8）
- ② 意匠が立体状の形状等の場合に、等角投影図法、斜投影図法によって表した図を、上記の図の全部又は一部に代えることができます。（様式 6 備考 9）
- ③ 意匠が平面的な形状等の場合は、表面図及び裏面図により表すことができます。各図同一縮尺で作成し、表面図及び裏面図のうち、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。（様式 6 備考 10）
- ④ 意匠法第 2 条第 1 項にいう「画像」の意匠、すなわち、物品や建築物から離れた画像自体について意匠登録を受けようとする場合は、当該画像が平面的なものである場合は【画像図】、立体的なものである場合は【画像○○図】を用いて、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。（様式 6 備考 11）
- ⑤ 上記の図面だけでは、その形状等を十分表すことができないときには、断面図、拡大図、斜視図等を加えることができます。（様式 6 備考 15）
- ⑥ 図面に代えて、意匠を現した写真、ひな形又は見本を提出することもできます。

なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合は第 2 部を、形状が連続する場合、物品等の一部分の図示を省略（中間部分の省略）する場合についての作図法は第 3 部を参照してください。

(2) 作図上の基本的な留意点

- ①線の太さは、実線及び破線は約 0.4 mm、切断面を表す平行斜線及び鎖線は、約 0.2 mm で描きます。(様式 6 備考 5)
- ②各図(正面図、背面図、参考図等の全図について)は、それぞれ横 150 mm、縦 113 mm 以内の大きさで描きます。(様式 6 備考 6)
- ③図形(参考図である図を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入しません。(様式 6 備考 7) (「陰」については、2A.5 (8) 立体表面の形状を特定する「陰」参照)
例えば、工業製図に見られる隠れ線(外観に表れない内部、あるいは裏側の形状を表す破線)を必要図に描きません。
- ④通常の使用において、正面性や天地等の方向性が定まっている物品の作図については、その方向性に従った図を描きます。
- ⑤一部の図を写真に代えることもできますが、その場合、モノクロ写真でも各部の濃淡等が表れますので、形状のみを表した図とは整合せずに意匠が特定しない恐れがあります。写真と図との整合性に注意が必要です。なお、1つの図を、線図と写真との合成で作図はしません。(C. 図面代用写真について 参照)
- ⑥衣服又は装身具等の意匠で、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないもの等については、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができます。その場合、【意匠の説明】において、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを説明したり、図面において実線と破線で描き分けをすることによって、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できるようにします。(様式 6 備考 23)
- ⑦6面図や斜視図、断面図等の必要図は、出願の意匠を最もよく表している図(例えば斜視図、正面図、意匠登録を受けようとする部分の拡大図など)を先頭に記載し、意

匠の理解を助けるために当該意匠の構成要素以外を描き加えた参考図（例えば、透明部を示す参考図、使用状態参考図など）を記載する場合は、必要図の後に記載します。

2A.2 正投影図法による作図

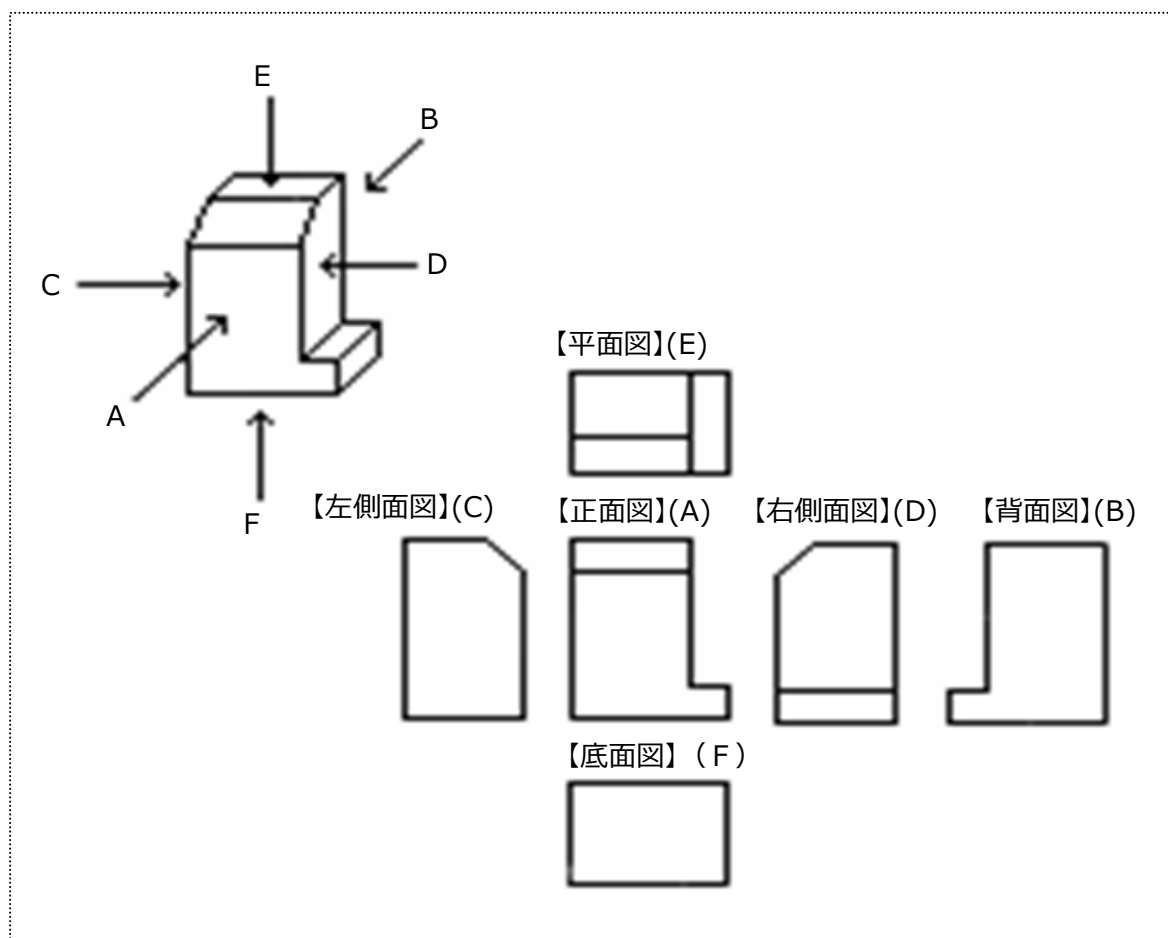
正投影図法は、立体状の形状等について、隣り合う面が相互に直角である6方向の面に投影した形状を、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図として描きます。JIS規格「製図」における正投影図と、隠れ線を描かない点を除けば同じです。〔図1.2-1〕のように、各方向に現れる形状線、模様、色彩を各面の図として描きます。

（１）正投影図法による作図の場合の留意点

①各図同一縮尺とします。

②記載した図と同一又は対称である図は、記載した図を当該図の記載に代えることができます。その場合、当該図がいずれの図と同一又は対称であるかを【意匠の説明】の欄に、例えば、「背面図は正面図と対称である。」のように記載します。

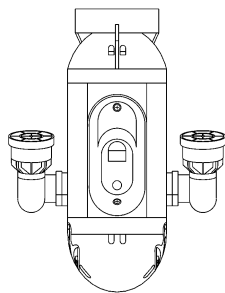
〔図 1.2-1〕立体物の各面を正投影図として描いた例



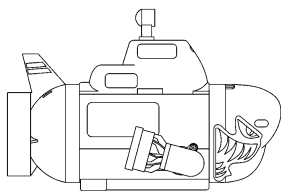
〔図 1.2-2〕正投影図法による作図

【意匠に係る物品】無線操縦玩具

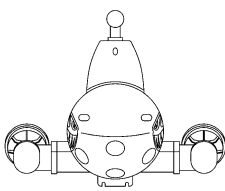
【平面図】



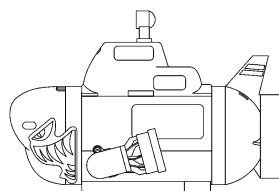
【左側面図】



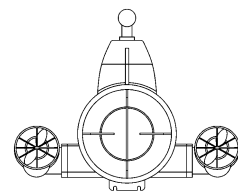
【正面図】



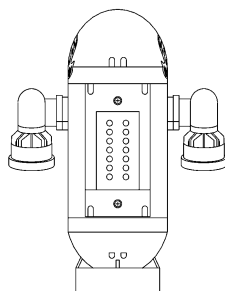
【右側面図】



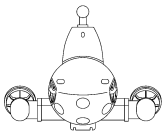
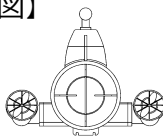
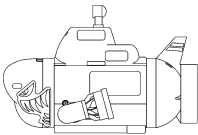
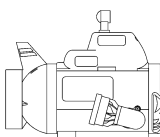
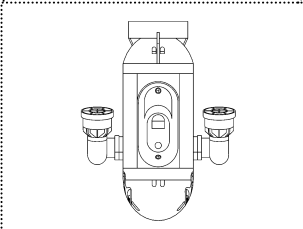
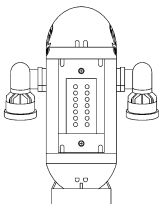
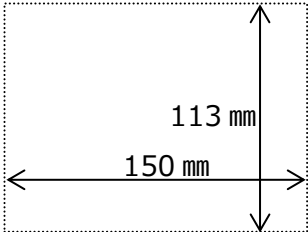
【背面図】



【底面図】



〔図 1.2-3〕願書添付の図面とする場合の記載様式例

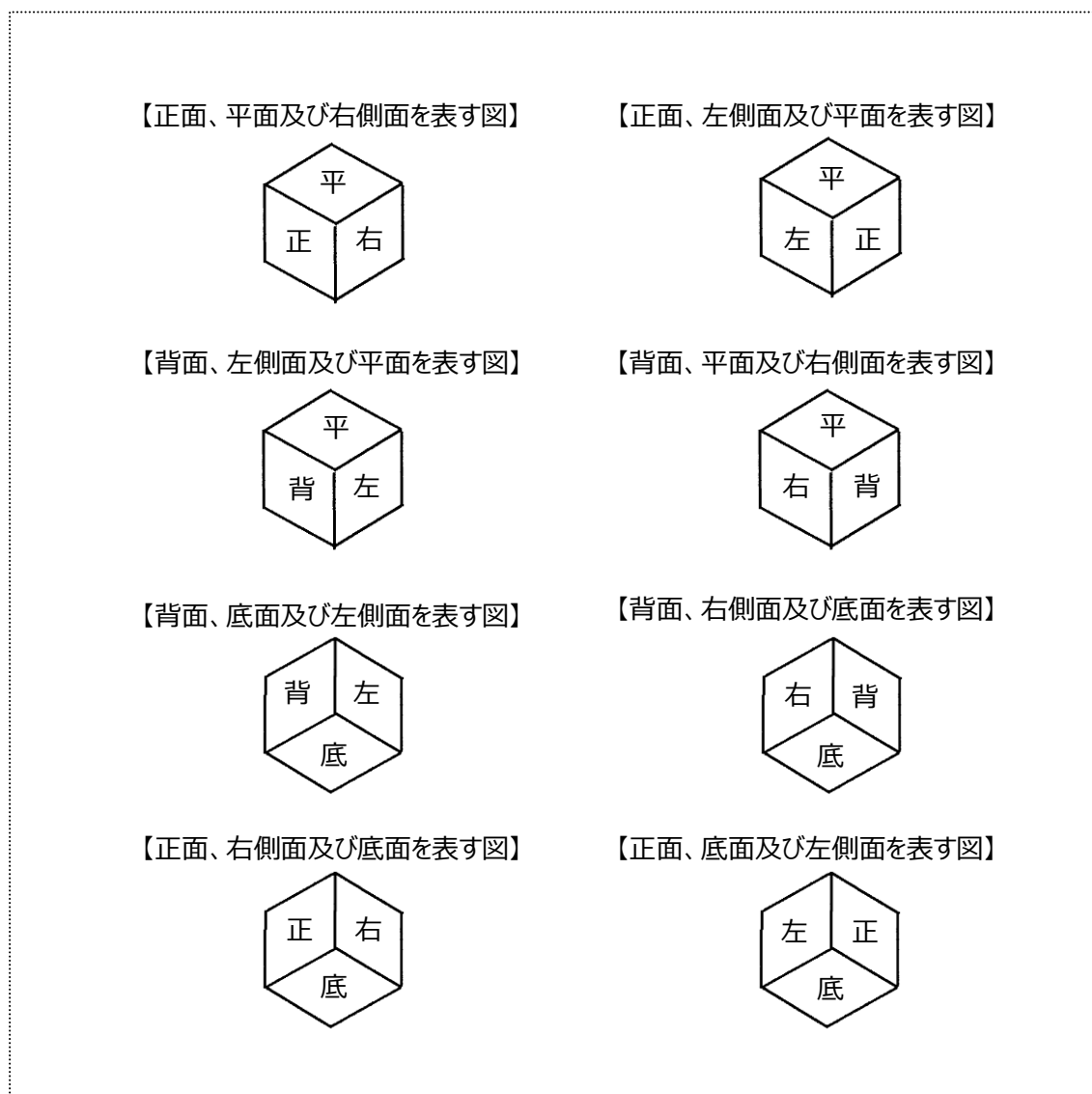
【書類名】図面 1 【正面図】  【背面図】 	2 【右側面図】  【左側面図】 	* 各図の大きさは、横 150 mm、縦 113 mm を越えて記載することはできません。
(注) 意匠登録出願をする際には、オンライン出願、書面出願にかかわらず、この記載例のように図を縦一列に記載する必要があります。(様式 6 備考 26) 出願手続きにおける図面の記載様式の詳細については、特許庁ホームページ掲載の「意匠登録出願等の手続のガイドライン」を参照してください。 「トップページ」→「制度・手続」→「法令基準」 →「基準・便覧・ガイドライン」→「意匠」 →「意匠登録出願等の手続のガイドライン」	3 【平面図】  【底面図】 	

2A.3 等角投影図法及び斜投影図法による作図

等角投影図法及び斜投影図法は、正投影図法により同一縮尺で作成された3図に対応する内容を1図で表すことが可能な図法です。

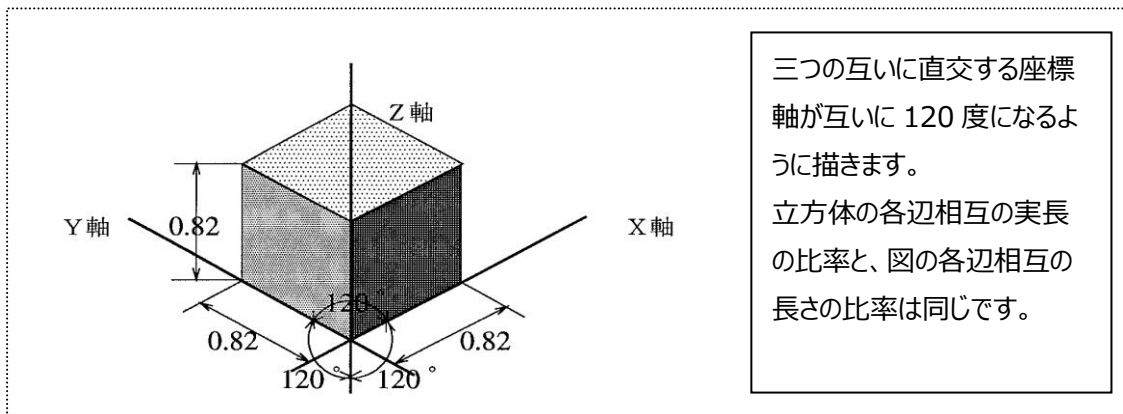
下記のように、6面の内の3面を1図として表すもので、8とおりの図があります。その内から2図以上を描くことで6面を表すことができます。例えば、【正面、平面及び右側面を表す図】と【背面、底面及び左側面を表す図】の2図で6面が表されます。

〔図 1.2-4〕3面を表す図の種類（正立方体を表す場合）



(1) 等角投影図法

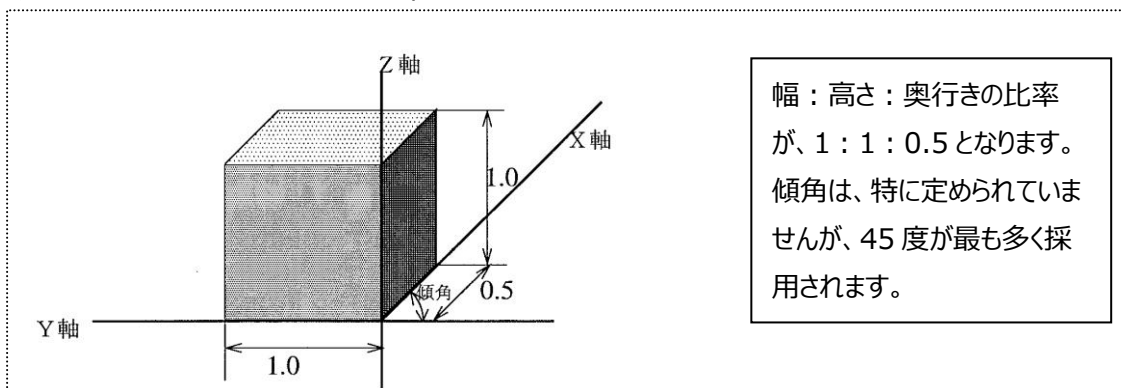
〔図 1.2-5〕等角投影図による作図例



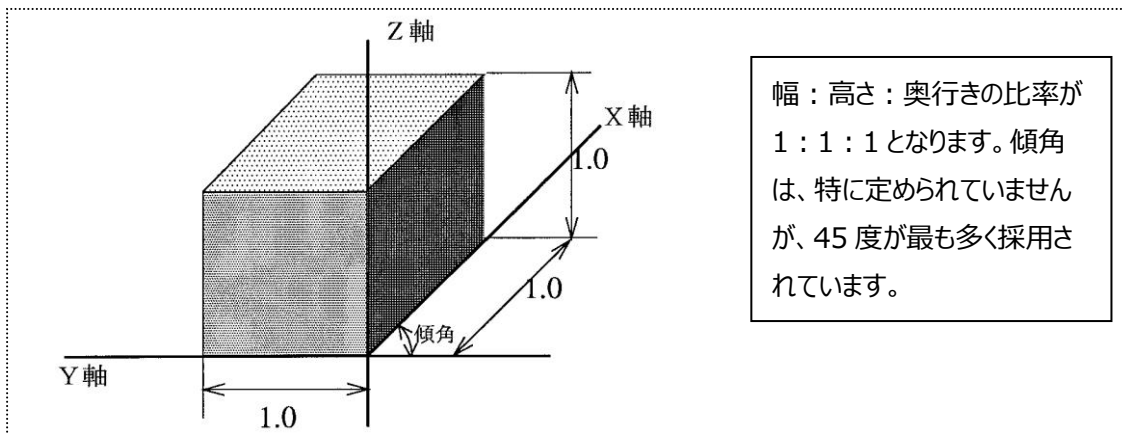
(2) 斜投影図法

斜投影図法において、意匠登録出願に使用できる図法は、寸法比が客観的に表れる、以下のキャビネット図とカバリエ図に限られます。

〔図 1.2-6〕キャビネット図による作図例



〔図 1.2-7〕カバリエ図による作図例



（３）等角投影図法、斜投影図法を使用する際の留意点

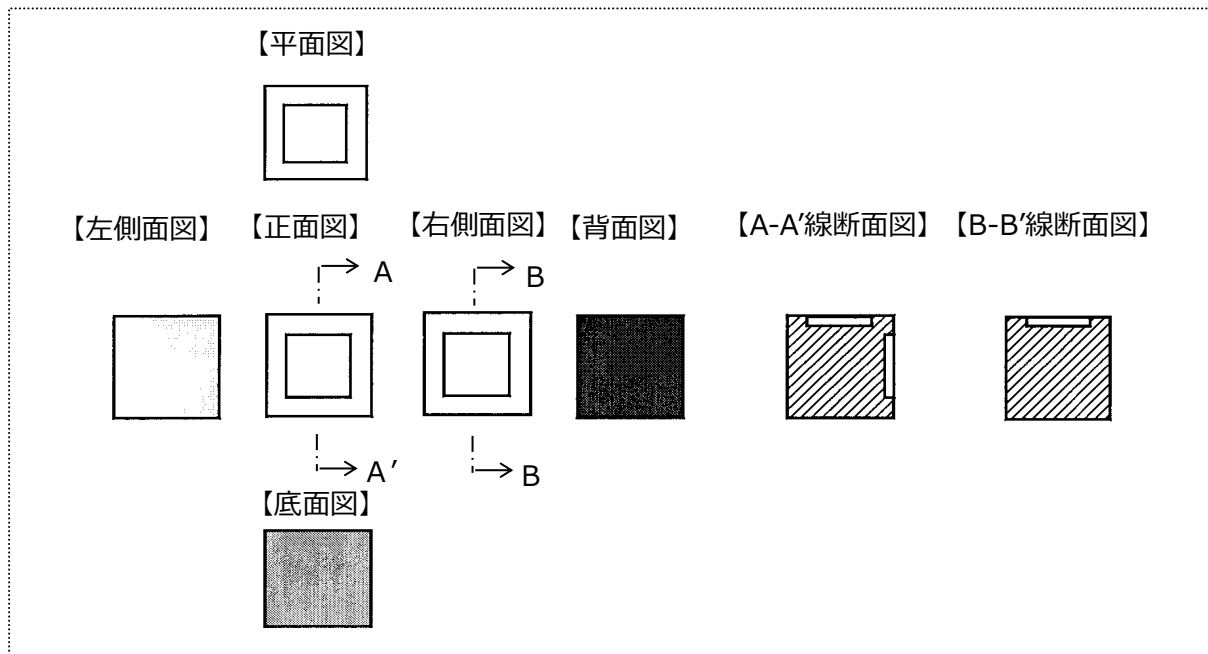
- ① 意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な図を記載します。同じ面が複数の図に表されても問題となりません。
- ② 正投影図法により表した場合に該当する図の表示を記載します。例えば、正投影図法で表した場合の正面、平面、右側面に該当する図であるときは、【正面、平面及び右側面を表す図】と記載します。（様式 6 備考 9）
- ③ 斜投影図法により表した場合は、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の【意匠の説明】の欄に記載します。（様式 6 備考 9）
- ④ 等角投影図法により表した場合は、図法の記載は不要です。3 面を表した図について図法の記載がない場合は、等角投影図法によるものとして取り扱います。

（４）正投影図法とその他の図法とを併用する際の留意点

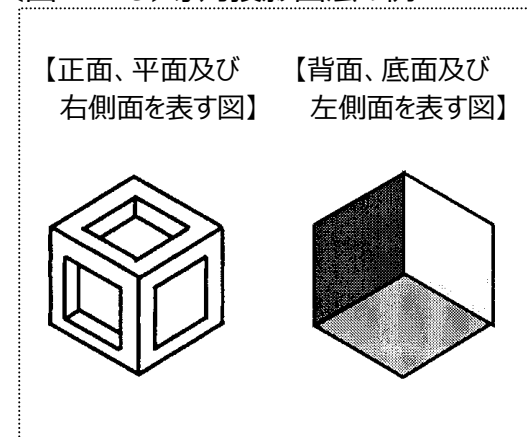
- ① 意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な図を記載します。同じ面が複数の図に表されても問題となりません。（正投影図法の【正面図】を表し、等角投影図法として【正面、平面及び右側面を表す図】が表されている場合等）
- ② 全図を同一縮尺で記載します。

(5) 各図法による記載例

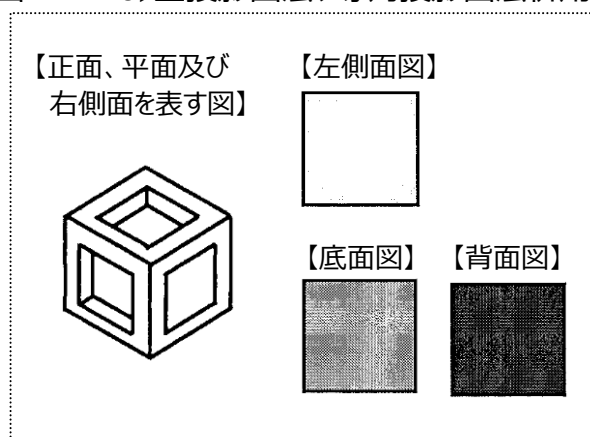
〔図 1.2-8〕正投影図法による作図例



〔図 1.2-9〕等角投影図法の例

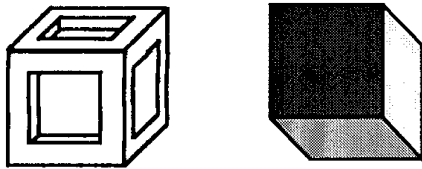


〔図 1.2-10〕正投影図法、等角投影図法併用例



〔図 1.2-11〕キャビネット図の例

【正面、平面及び
右側面を表す図】 【背面、底面及び
左側面を表す図】

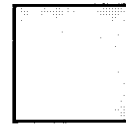
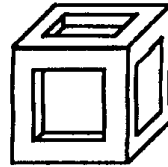


【意匠の説明】
正面、平面及び右側面を表す図、
及び、背面、底面及び左側面を表
す図は、傾角 4 5 度のキャビネット図
である。

〔図 1.2-12〕正投影図法、キャビネット図併用例

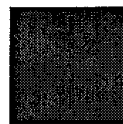
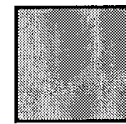
【正面、平面及び
右側面を表す図】

【左側面図】



【底面図】

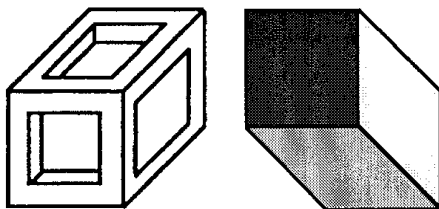
【背面図】



【意匠の説明】
正面、平面及び右側面を表す図は、傾角 4 5 度
のキャビネット図である。

〔図 1.2-13〕カバリエ図の例

【正面、平面及び
右側面を表す図】 【背面、底面及び
左側面を表す図】

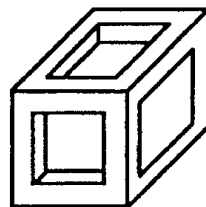


【意匠の説明】
正面、平面及び右側面を表す図、
及び、背面、底面及び左側面を表
す図は、傾角 4 5 度のカバリエ図で
ある。

〔図 1.2-14〕正投影図法、カバリエ図併用例

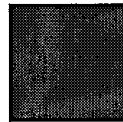
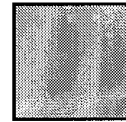
【正面、平面及び
右側面を表す図】

【左側面図】



【底面図】

【背面図】



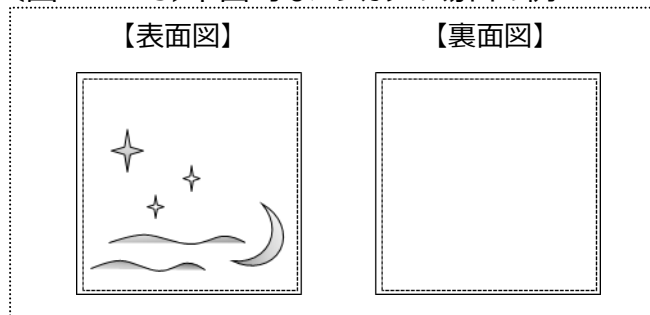
【意匠の説明】
正面、平面及び右側面を表す図は、傾角 4 5 度
のカバリエ図である。

2A.4 平面的な形状等（シート状の形状等）の作図

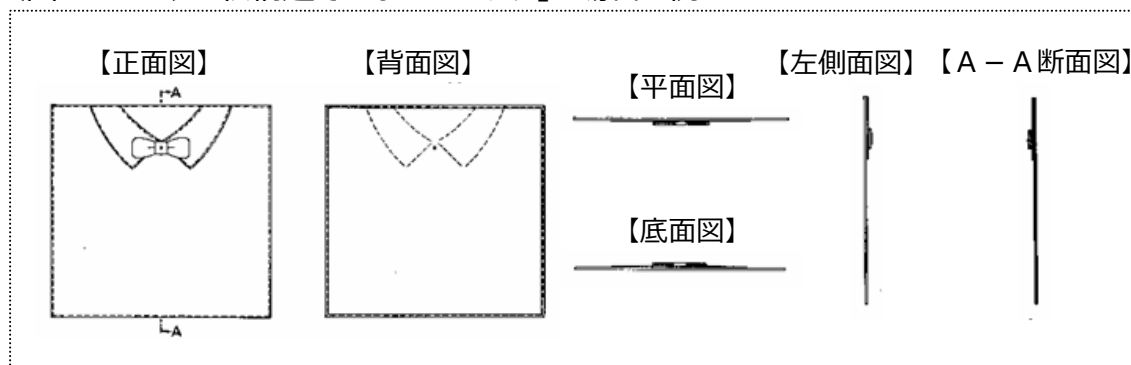
意匠が平面的なもの（シート状の形状等）の場合には、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図により表すことができます。（様式 6 備考 10）

ただし、この平面的な形状等に該当するものは、織物地、ハンカチ等のように一枚構造であって厚みが極めて薄いものに限られます。一枚構造でないものは、例えば封筒のように厚みのない場合であっても、立体物として表します。

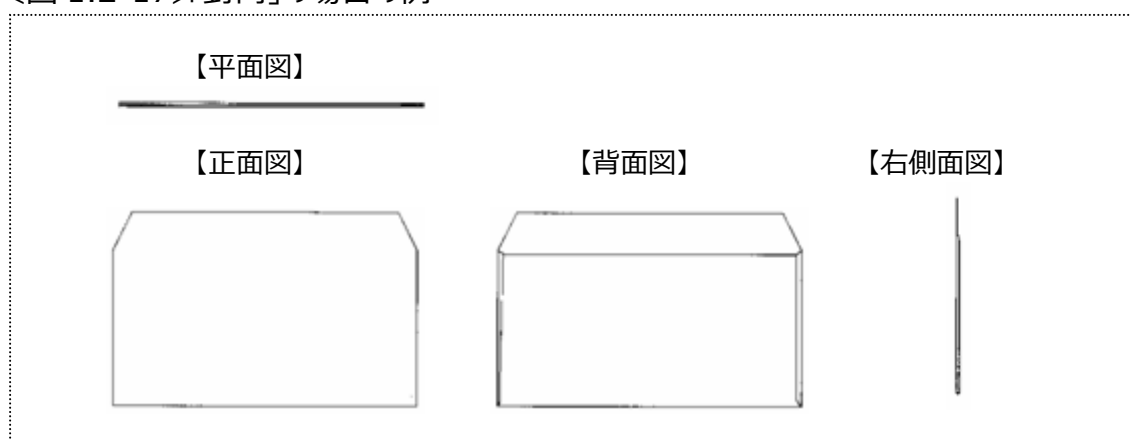
〔図 1.2-15〕平面的なハンカチの場合の例



〔図 1.2-16〕一枚構造ではない「ハンカチ」の場合の例



〔図 1.2-17〕「封筒」の場合の例



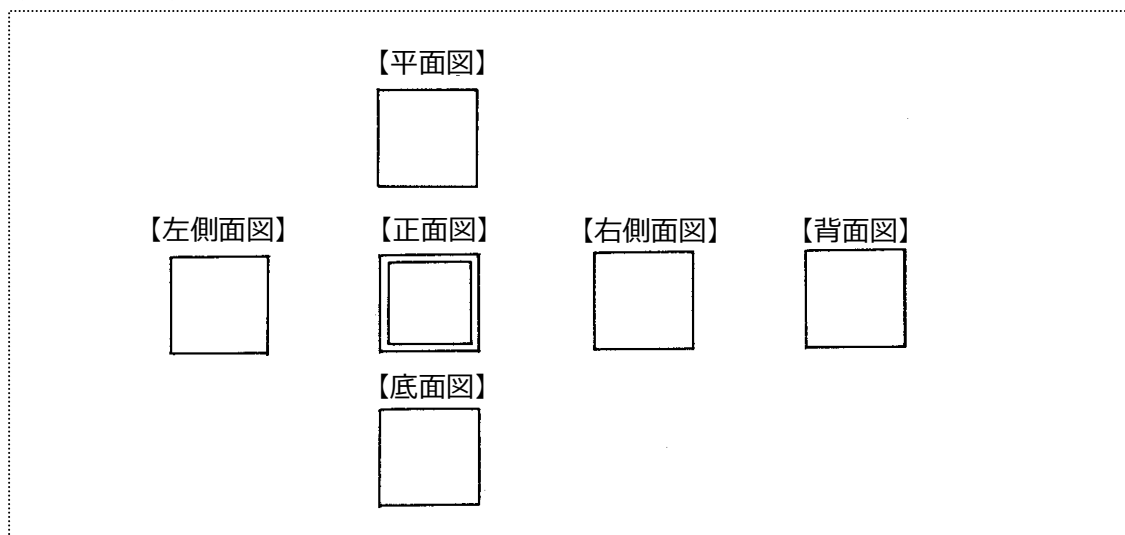
2A.5 その他の図の作図

前述の各図法によって表したとしても、各面に凹凸がある等のため、その形状等を十分に表現できない場合があります。

例えば、〔図 1.2-18〕の 6 面図からは、〔図 1.2-19〕のように多くの形状等が想起できることになり、したがって、6 面図だけでは、特定の形状等を十分表現したことにはなりません。そこで、出願意匠の多様な形状等に合わせて、【展開図】、【断面図】、【切断部端面図】、【拡大図】、【斜視図】等を加えて特定の形状等を十分表現します。（様式 6 備考 15）

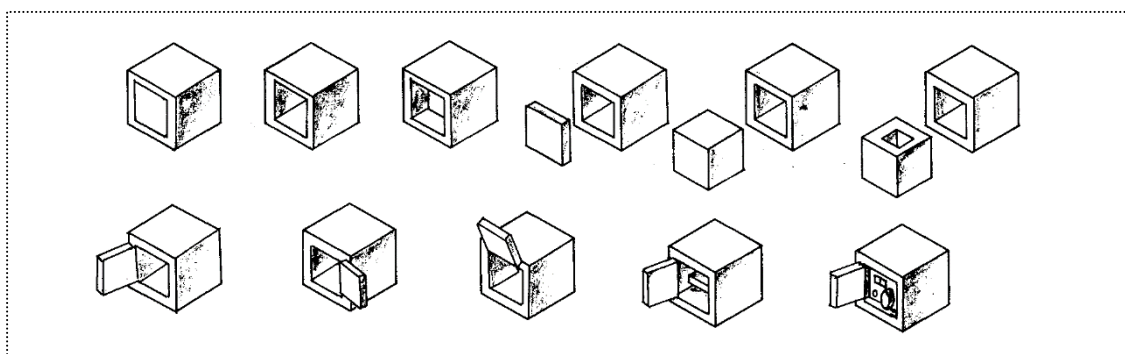
このように、その意匠を十分表現するために加える図は、特定の形状等を表現する上で必要な図となります。

〔図 1.2-18〕 6 面図のみの図面の例



〔図 1.2-19〕 上記の図面から想起できる形状等の例

（この図の物品が何であるかを考慮せず、純粹に形状等だけを考えれば、多様な形状等が考えられます。）



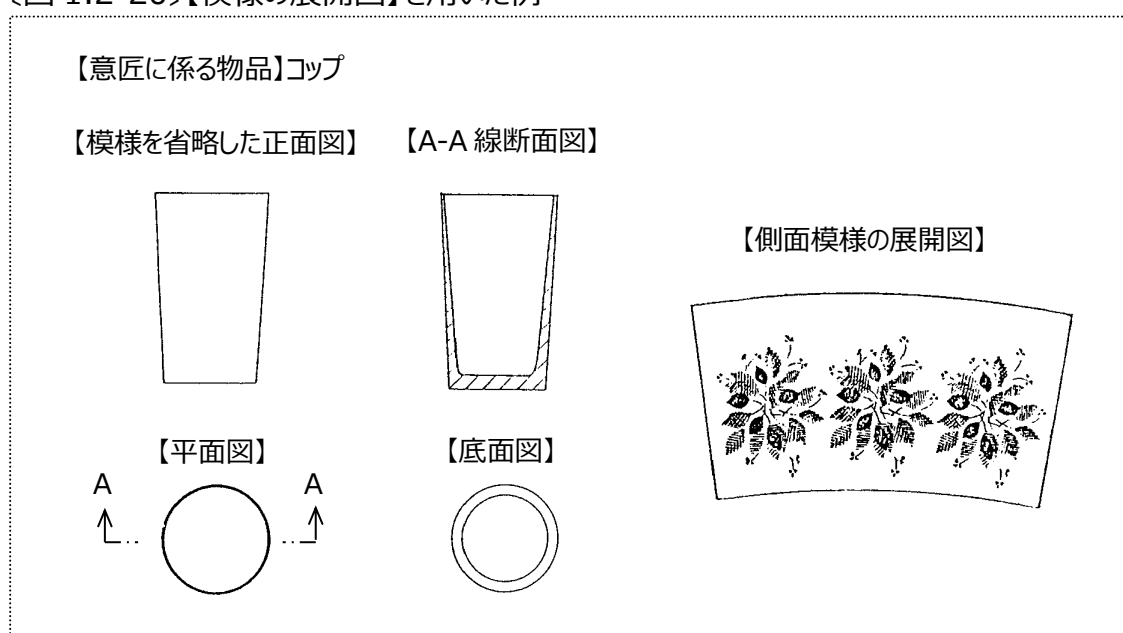
(1) 【模様を展開図】

曲面に描かれた模様を、6面図で正確に表現することが難しい場合があります。そのような場合、その曲面が円筒形や円錐形のような周側面が展開可能な曲面であれば、【模様を展開図】を用いて模様を表現します。

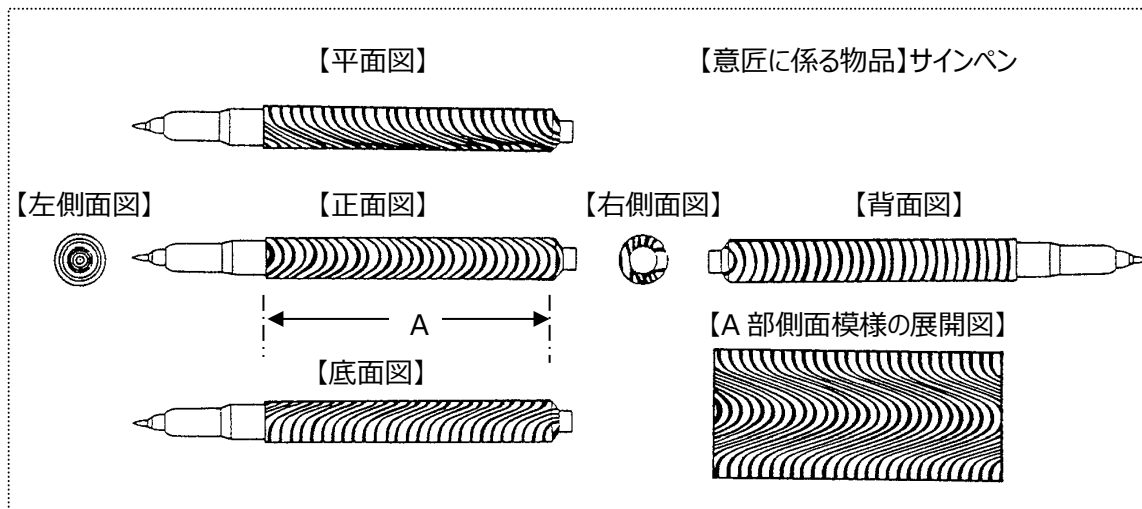
〔模様を展開図作成の留意点〕

- ①ここで言う展開図は、折り畳みの箱を開いて平面状に展開した状態の図等ではなく、模様のみを表すために、転写紙のように表現する特殊な図のことです。したがって、模様が描かれた面に凹凸を有する場合は、必要図としての【模様を展開図】で表現することはできません。
- ②下記の「コップ」の例のように、【模様を展開図】と模様を省略して形状のみを表す図とを併用した図面を表すことは、6面図に模様を表した場合よりも意匠を正確に表現できる場合などに用いることができます。
- ③【模様を展開図】は、原則として周側面全体を展開したように描きます。
- ④6面図にも模様を描き、それに【模様を展開図】を加える場合は、下記「サインペン」の例のように、周側面の一部を【模様を展開図】として描くことができます。

〔図 1.2-20〕【模様を展開図】を用いた例



〔図 1.2-21〕【模様を展開図】を用いた例



(2) 【断面図】

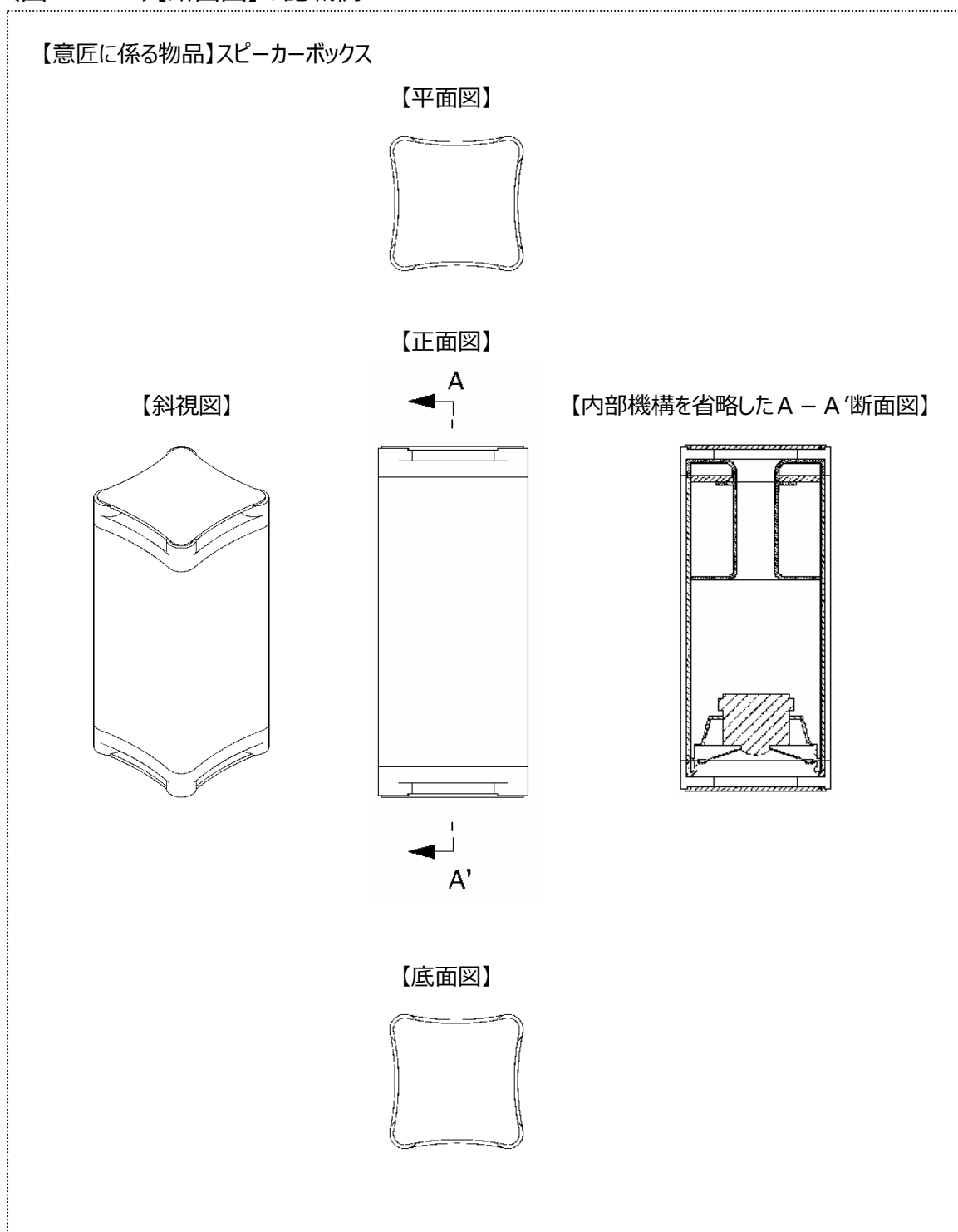
外観の凹凸の態様を正確に表現するには断面図で表します。次ページの「スピーカーボックス」の例では、6面図等だけでは、上下の間隙部の構成態様が不明です。それら不明点は断面図によって明確にすることができます。

〔断面図作成の留意点〕

- ① 1つの断面図から凹凸の形状等全体を表現できないときは、縦断面、横断面、異なる位置の断面等、複数の断面図を表します。
- ② どの部分の断面かを示すために、6面図中の1図に切断箇所を約0.2mmの太さの鎖線で描き、その鎖線の両端には符号をつけて切断面を描いた方向を矢印で示します。このとき、鎖線等が図形に触れないようにします。(様式6備考5、16)
- ③ 切断面(肉厚面等)には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます。(様式6備考5、16)
- ④ 意匠は、物品の外観形状等ですから、内部機構そのものを表す必要がない場合は省略することができます。その場合、図の表示を【内部機構を省略した(または「内部機構の概略を示す」)断面図】とします。

- ⑤断面図には、切断面を描いた方向に現れる外観（物品を実際に切断し、その切断面を正面に向けたとき現れる外観）も描きます。（「スピーカーボックス」の断面図の例では、隅丸四角柱状の4つの稜部の輪郭線等が、切断面を描いた方向に現れる外観として描かれています。）

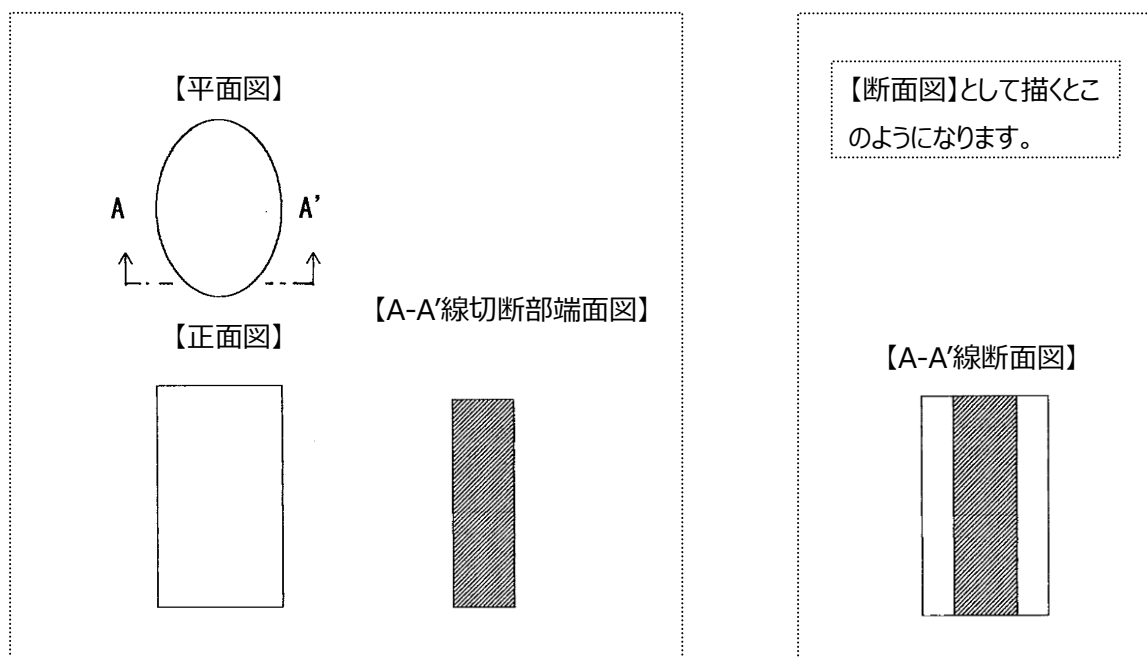
〔図 1.2-22〕【断面図】の記載例



(3) 【切断部端面図】

【断面図】が、切断面から視線の方向の後方に見える形状等を含めて描かなければならないのに対して、【切断部端面図】は、切断面の形状等のみを描くものですから、作図労力が【断面図】より少なくて済みます。切断部だけの形状等を表せばよいときには、【切断部端面図】で表します。

〔図 1.2-23〕【切断部端面図】の記載例



(4) 【組合せ断面図】等

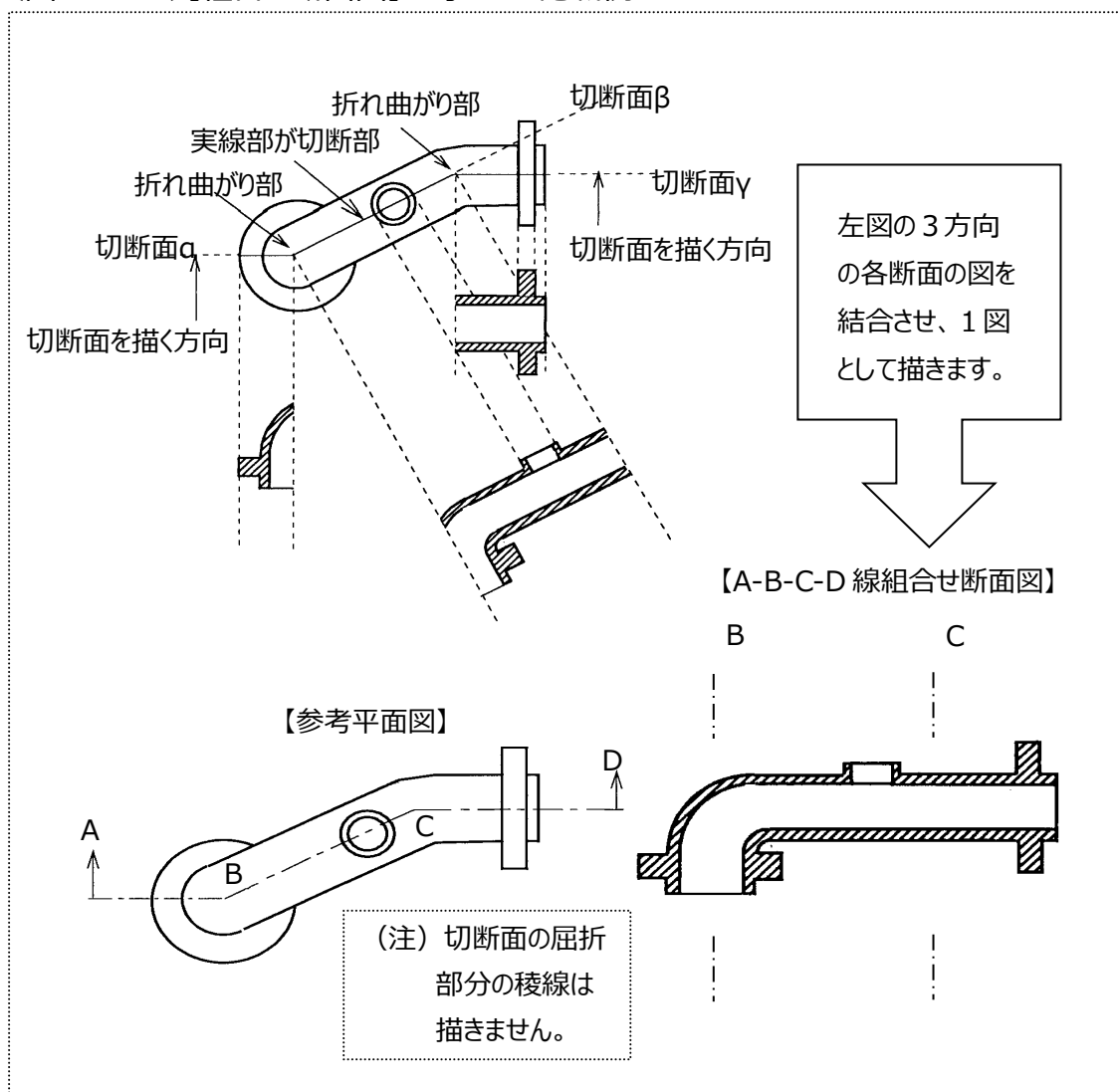
前記の【断面図】【切断部端面図】の他に【組合せ断面図】、【組合せ切断部端面図】、【片側断面図】、【斜視断面図】、【一部切り欠き斜視断面図】によって凹凸形状等を表すことができます。これらの図は、二以上の方向の平面に切断された切断面を表すものです。そのため、切断箇所を折れ線状に図中に示すことが必要な場合があり、その場合は切断箇所を示す図を【参考図】として加えます。なお、切断箇所・切断面の描く方向を示す鎖線、矢印、符号、切断面の描き方等については、前記【断面図】の場合と同様です。

①【組合せ断面図】、【組合せ切断部端面図】

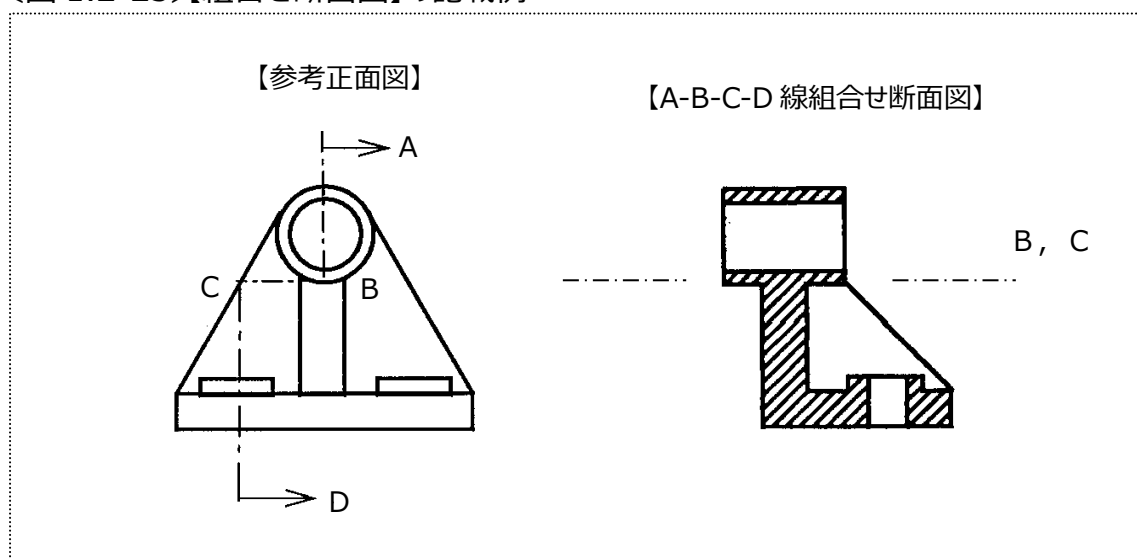
〔組合せ断面図等作成の留意点〕

- ①これらの図は、二以上の平面で切断した断面又は端面を組み合わせて一つの断面図又は端面図とするものです。
- ②曲がりに沿った中心面で切断する場合は、切断箇所を一本の折れ線鎖線で描いて示します（〔図 1.2-24〕）。平行な 2 平面で切断する場合は、切断箇所を示す鎖線を任意の位置でつないで描きます（〔図 1.2-25〕）。いずれの場合も、鎖線を図中に描くことになるので、切断箇所を示す【参考図】でこれを表します。（6 面図等の図中には、意匠を構成しない線等を描くことはできません（様式 6 備考 7）。）
- ③切断箇所を示す折れ線鎖線の折れ曲がり部にも符号を付けます。折れ線鎖線の両端に付ける符号も合わせて、全て異なる符号とします。
- ④切断面を描く面は、いずれもその切断面の直角方向の形状等として表します。
- ⑤【組合せ断面図】等にも、切断箇所の折れ曲がり部の符号と同じ符号を記入します。

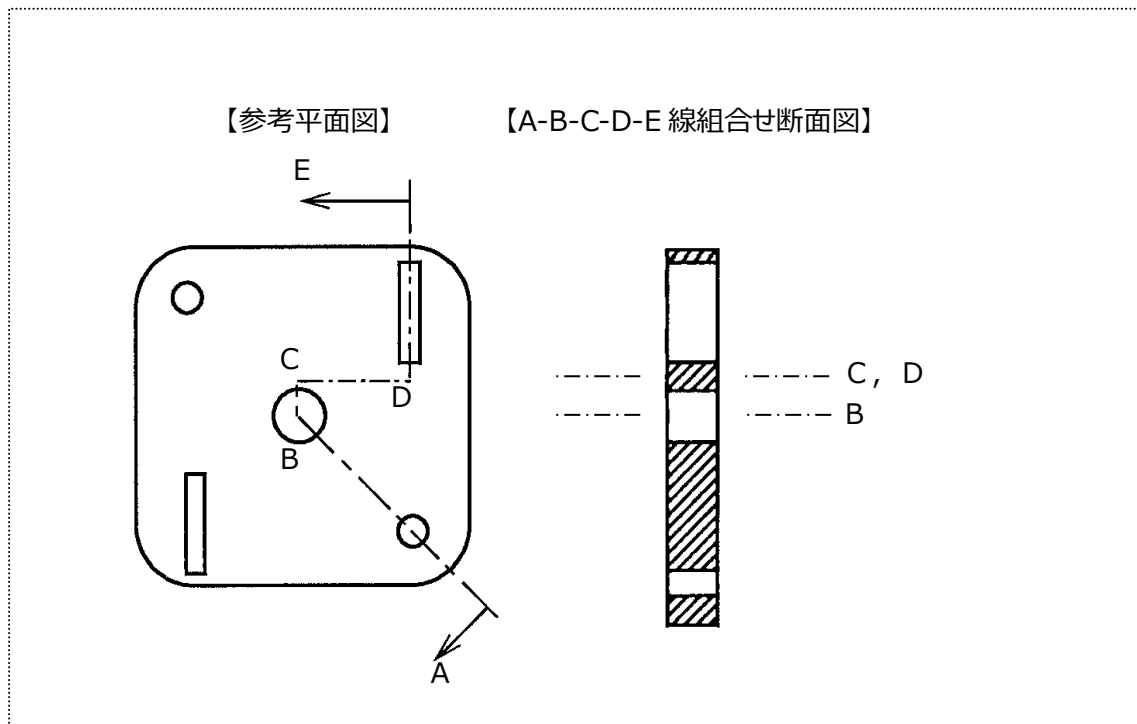
〔図 1.2-24〕【組合せ断面図】の考え方と記載例



〔図 1.2-25〕【組合せ断面図】の記載例



〔図 1.2-26〕【組合せ断面図】の記載例



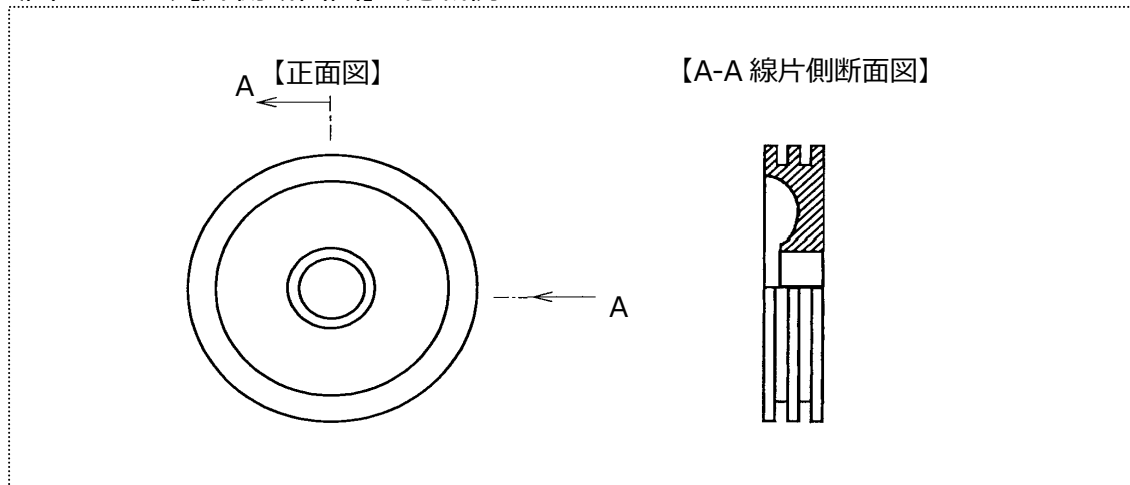
②【片側断面図】

【片側断面図】は、回転体又はそれに準じる立体について、回転軸で直交する切断面によって全体の 1/4 を切断し、その片側の切断面を断面として表す図です。

〔片側断面図作成の留意点〕

- ①切断箇所を図中に描かなくてよいので、6 面図の内の一図で切断箇所示すことができます。（切断箇所を示す鎖線を図形に触れないようにしてください。）
- ②切断箇所に記入する符号は、屈折部には必要ありません。一点鎖線の両端部には符号を付け、かつ、その両端部には矢印で切断面を描く方向を示します。なお、一点鎖線の端部に記入する符号は同一でもかまいません。
- ③断面を描く切断面と直角の方向で断面図を描きます。

〔図 1.2-27〕【片側断面図】の記載例



③【斜視片側断面図】

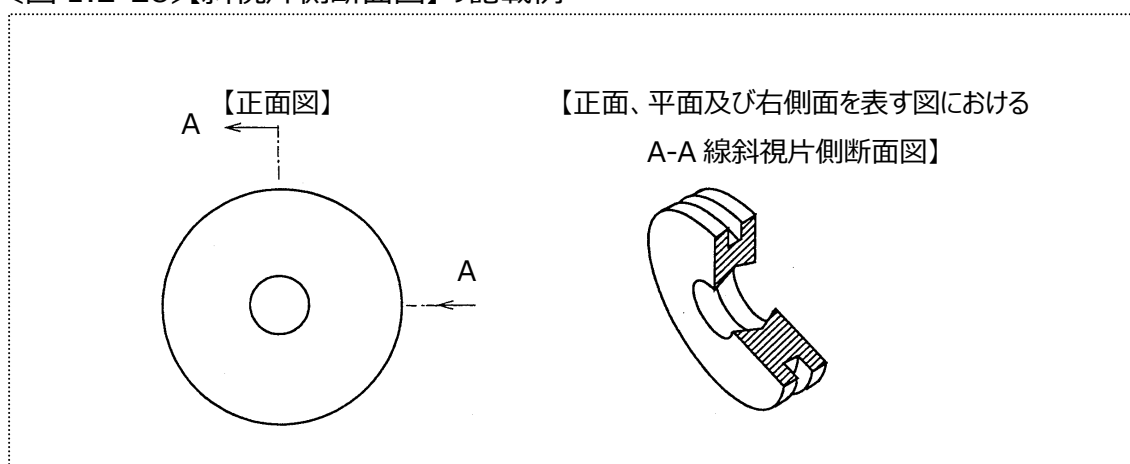
【斜視片側断面図】は、回転体又はそれに準じる立体について、回転軸で直交する切断面によって全体の 1/4 を切断し、その切断した状態を斜視図として表す図です。

〔斜視片側断面図作成の留意点〕

①【斜視片側断面図】を形状等の特定に必要な図とする場合は、【斜視片側断面図】の【図の表示】、図の種別の説明を等角投影図法、斜投影図法による場合と同様に記載することが必要です。なお、断面図を 6 面図に代えることはできません。

②切断箇所の表示の仕方は、【片側断面図】と同様です。

〔図 1.2-28〕【斜視片側断面図】の記載例



(5) 【拡大図】・【部分拡大図】

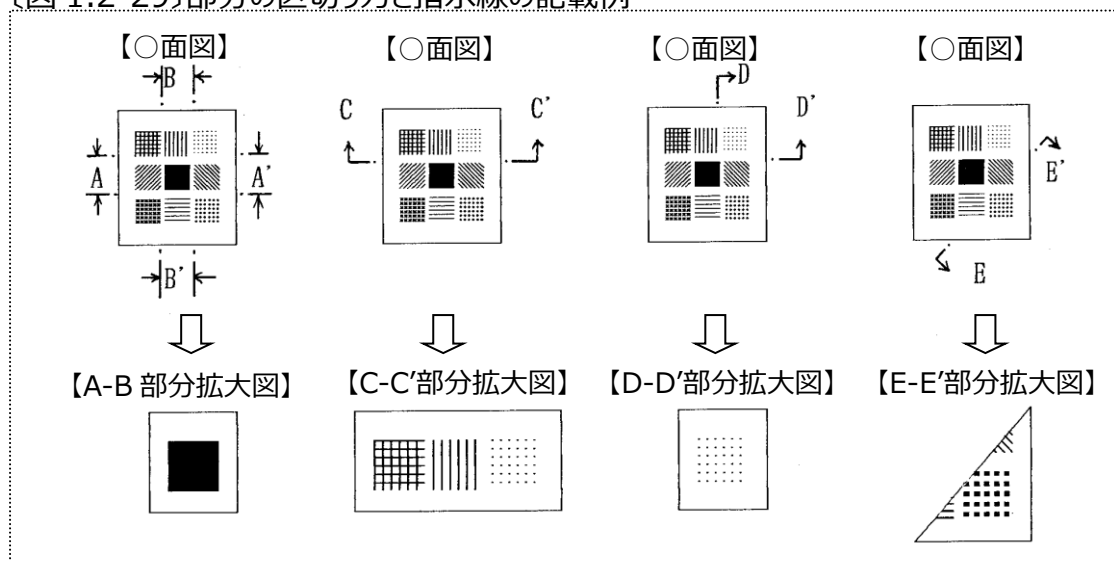
【拡大図】は、6面図等の縮尺では図形が小さすぎて形状等を明確に表すことができない場合に、図の全体を同一プロポーションで拡大して表す図です。

【部分拡大図】は、の6面図等の縮尺では一部分の図形が小さすぎて、その部分の形状等を明確に表すことができない場合に、その部分を拡大して表す図です。

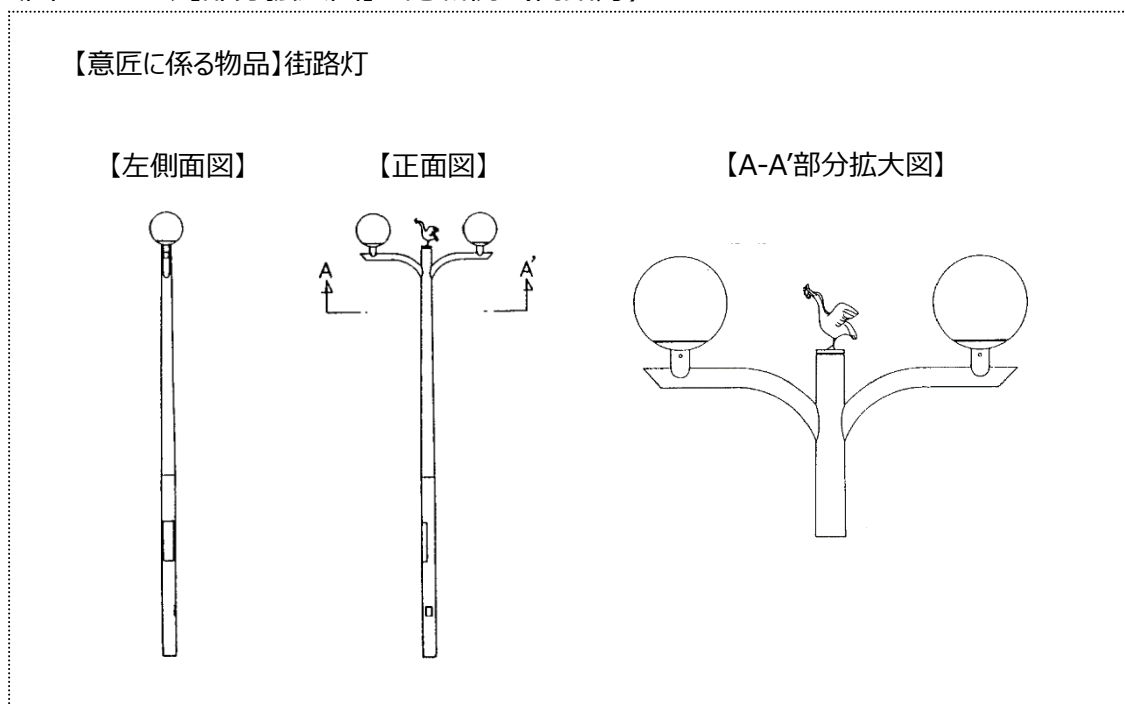
〔部分拡大図作成の留意点〕

- ①部分拡大図がどの箇所であるかを、その部分の元とした図（6面図中の任意の1図）に拡大箇所を示します。その場合、拡大箇所を約0.2mmの一点鎖線の指示線で示します。指示線は、図形の中に記入してはいけません。また、一点鎖線の端部に矢印を設け部分拡大図を描いた方向を示すとともに、符号を記入します。（様式6備考5、17）
- ②元の図における縦横比（プロポーション）を変えないで、そのまま拡大して表現することが必要です。ただし、元の図が小さくて正確に描くことが困難な場合は、部分拡大図の形状等と正確に一致させることができない訳ですから、部分拡大図の形状等に相当する部分の元の図は、部分拡大図の形状等と概略整合するよう描けば不一致とはされません。
- ③指示線によって区切られた周縁は、実際に該部を切断した形状等を表すように、実線で表します。

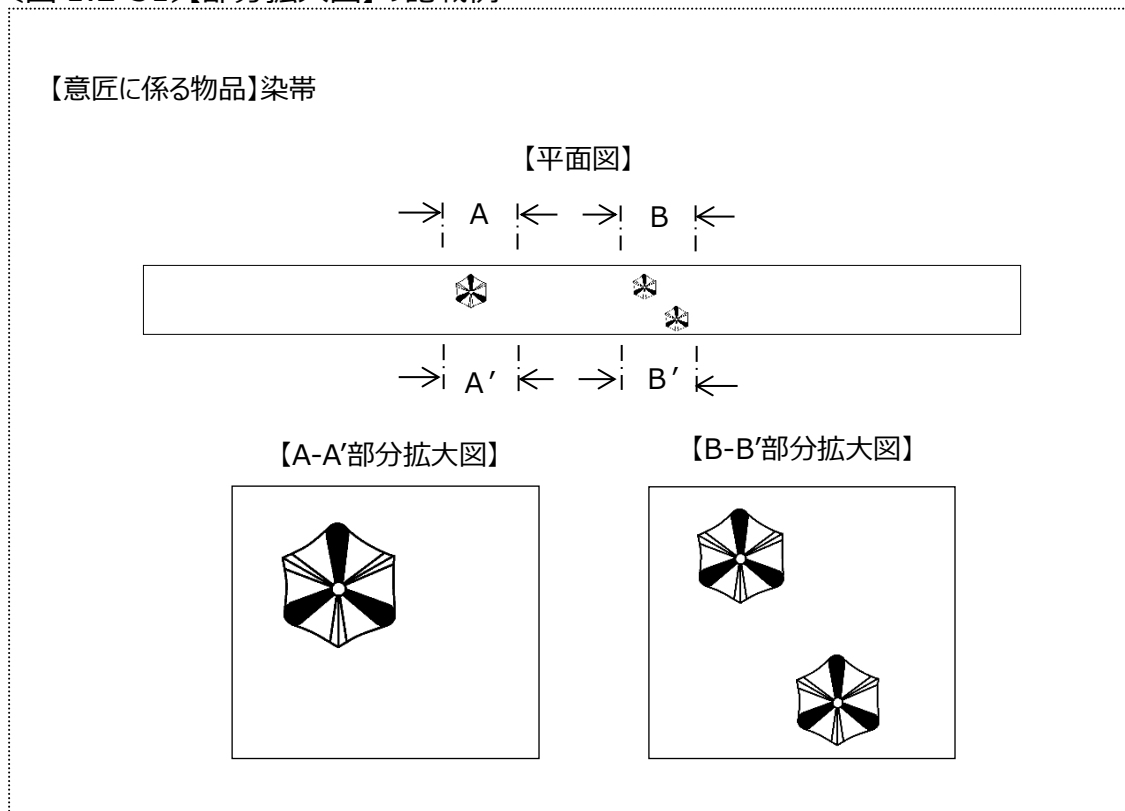
〔図 1.2-29〕部分の区切り方と指示線の記載例



〔図 1.2-30〕【部分拡大図】の記載例（街路灯）



〔図 1.2-31〕【部分拡大図】の記載例



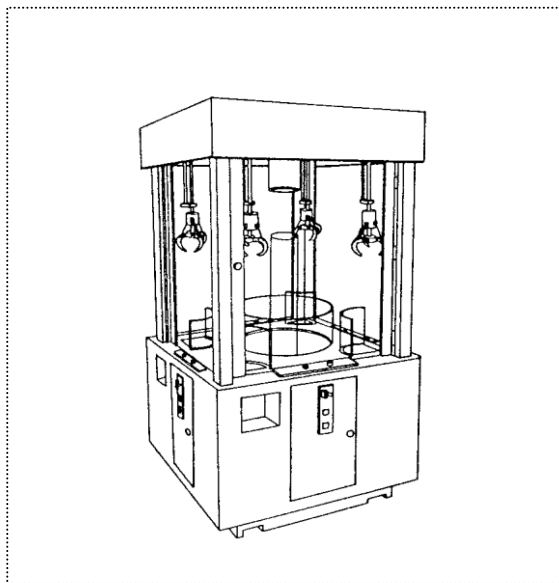
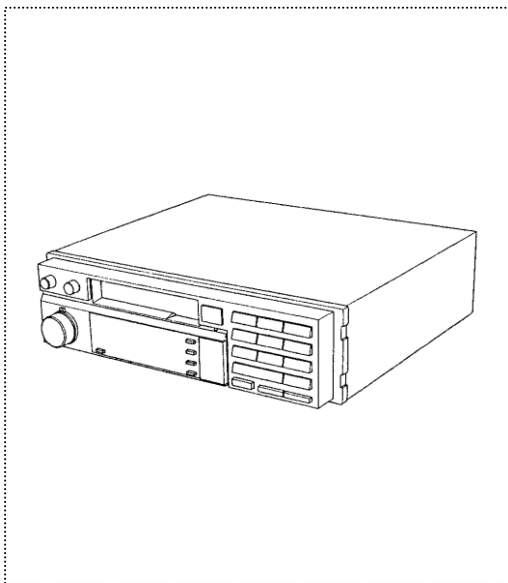
(6) 【斜視図】(等角投影図、キャビネット図、カバリエ図を除く)

斜視図は、単に斜め方向から看取できる形状等を表した図一般を指します。前述した等角投影図、キャビネット図、カバリエ図も含まれますが、これらの図以外の斜視図を6面図に代えるものとすることはできません。しかし、これら以外の斜視図は、その斜角を定める規定もなく、対象物品に応じた描き方ができるので、意匠を特定するのに適切な図と言えます。特に、凹凸を表すには有効であり、その場合の斜視図は、6面図等で凹凸の態様が十分表現できない場合の必要図となります。また、6面図のように形状等を正確に表せない短所がありますが、物体が人間に見える様子に近い形を一図で表現できるという長所を持っているので、意匠の要旨を表現する図として有用です。

〔【斜視図】作成の留意点〕

- ① 意匠出願の図面に斜視図を記載する場合は、正投影図法によって表す6面を斜め方向から観察した場合の形状等を表すものとします。
- ② 6面図によって表される形状等との整合性をできるだけ取る必要があります。凹凸部分を表すことを主目的としたものであっても、斜視図全体が6面図と整合が取れていないと、6面図により表された形状等における凹凸の態様を表したものとすることができず、形状等が不明確となる場合があります。

〔図 1.2-32〕【斜視図】の記載例



(7) 開閉部を有する場合、分離する場合、形状等が変化する場合等を表す図

〔開閉部を有する場合等の作図の留意点〕（具体的な作図方法は第3部2. 開閉部を有するものの場合 参照）

- ①開閉部を有し開いた状態の形状等を表す場合、分離した状態（分離した各部分の形状等）を表す場合は、【扉を開いた状態の斜視図】【雄部正面図】【雌部正面図】等、必要とされる形状等を表す図を加えます。
- ②形状等が変化する場合において、その変化の前後にわたる形状等を意匠登録出願する際は、【変化の途中の状態の斜視図】【変化をした状態の斜視図】【通電状態の正面図】等の図を加え、変化の態様を明らかにします。

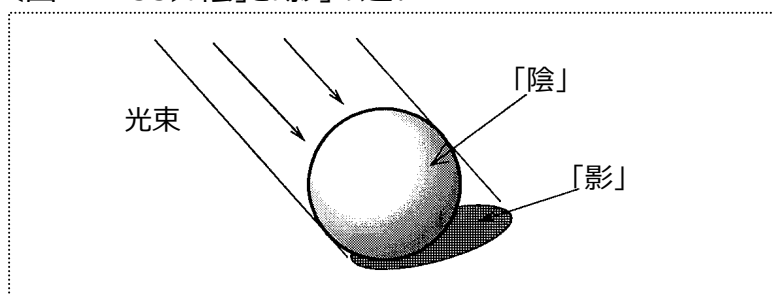
（８）立体表面の形状を特定する「陰」

立体表面が曲面状の凹凸である等の形状等については、その凹凸を断面図で表すと多数の断面図が必要な場合があります。このような場合の表現方法として、図に「陰」を描く方法があります。「陰」は立体の表現として描くもので「影」ではありません。

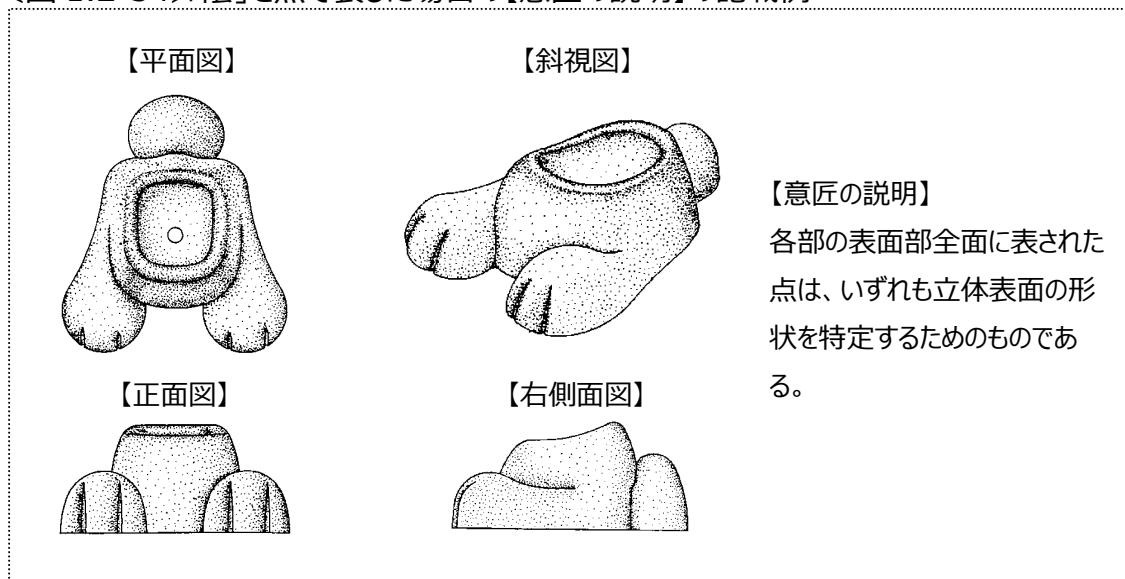
〔「陰」を描く場合の留意点〕

- ①「陰」は、線、点、その他で表します。（様式 6 備考 7）
- ②「陰」を描いた場合は、その旨及び「陰」が線、点等のいずれであるかを【意匠の説明】の欄に記載します（〔図 1.2-34〕及び〔図 1.2-35〕参照）（様式 6 備考 7）。ただし、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合は、これらを省略することが可能です（〔図 1.2-36〕及び〔図 1.2-37〕参照）。なお、図形中に表された模様が、陰を表すための線・点等との区別が紛らわしい場合は、それらが模様であるとの説明を、【意匠の説明】の欄に記載することをお勧めします（〔図 1.2-38〕参照）。
- ③「陰」を表す点等の描き方は、できるだけ現実の立体形状から観察される濃淡を模して描くことが望まれます。例えば、左斜め上方 45 度から平行光線を照射したときの濃淡のように線、点等を疎密に描き、「陰」とします。
- ④形状線と区別できるように、「陰」を表す線は形状線より細く、「陰」を表す点も形状線の幅より小さい径としてください。形状線と「陰」が区別できないと、形状等が不明確になる場合がありますので、注意してください。

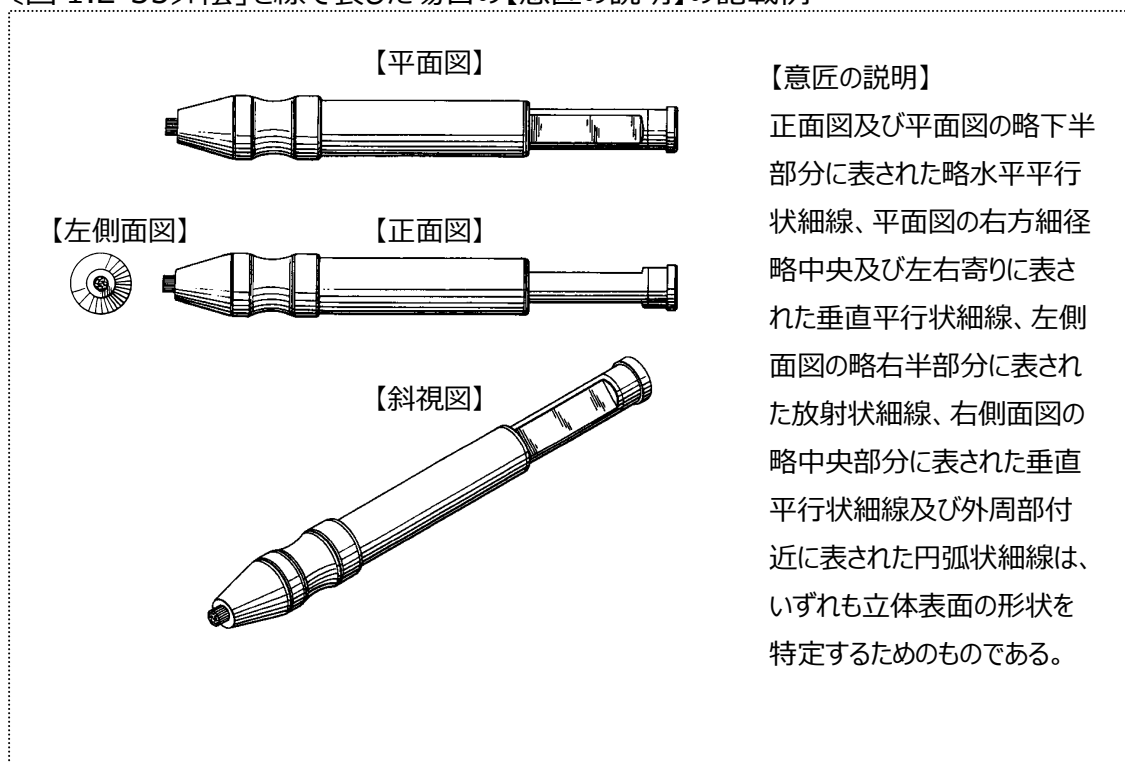
〔図 1.2-33〕「陰」と「影」の違い



〔図 1.2-34〕「陰」を点で表した場合の【意匠の説明】の記載例

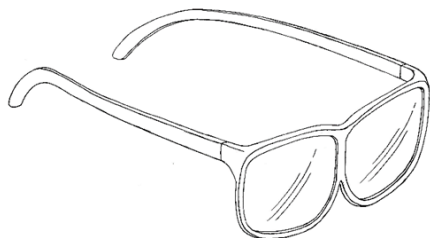


〔図 1.2-35〕「陰」を線で表した場合の【意匠の説明】の記載例



〔図 1.2-36〕【意匠の説明】の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかなものの例

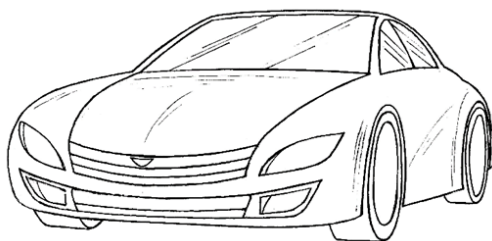
【意匠に係る物品】眼鏡



※「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではないことから、形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

〔図 1.2-37〕【意匠の説明】の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らかなものの例

【意匠に係る物品】乗用自動車



※「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でないことから、形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

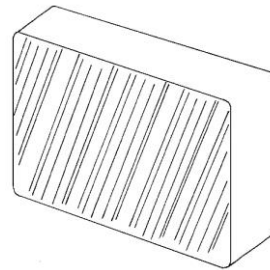
〔図 1.2-38〕【意匠の説明】の説明の記載がないと形状を特定するための線、点等であることが明らかでないものの例

【意匠に係る物品】 石けん

【正面、平面及び右側面を表す図】

【意匠の説明】

正面、平面及び右側面を表す図の正面側に表された細線は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。



※「石けん」の物品の性質上、説明がなければ模様であるのか、立体表面の形状を表したものであるのか不明

（９）コンピュータ・グラフィックスを使用した図

コンピュータ・グラフィックス（ＣＧ）で作成された図は、形状等が写真のように表されたものであっても人為的に描いた図であるので、その図を記載した書類は「図面」になります。したがって、基本的には図面の様式に基づき作成することが必要です。

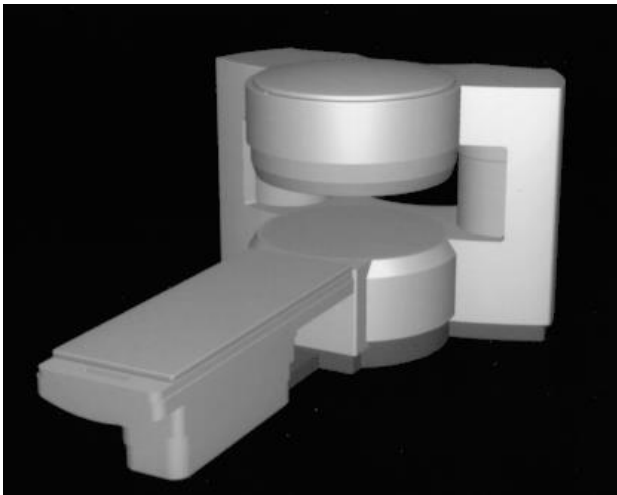
〔ＣＧによる作成の場合の留意点〕

- ①形状線を表さない図も認めています。
- ②形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施します。背景の彩色は、出願の意匠を構成しない単一色とし、併せて願書の【意匠の説明】の欄に、当該単一色が背景の彩色である旨を記載します（〔図 1.2-41〕参照）。ただし、当該説明の記載がなくても彩色が背景であることが明らかな場合は不要です（〔図 1.2-40〕参照）。
- ③図中に「陰」としての明度変化を表す場合は、その明度変化が「陰」である旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載することが必要です（〔図 1.2-42〕参照）。ただし、当該説明の記載がなくても「陰」であることが明らかな場合は不要です。
- ④色彩を有する意匠に「陰」を表した図で、色彩を明確にする場合は、【陰を付さない状態の正面図】等を加えます（〔図 1.2-43〕参照）。

⑤デジタルカメラで撮影したデータを活用し作図した場合も（一部を切り取り線図に加える等）、C Gと同様に「図」として扱います。ただし、デジタルカメラで撮影したデータを、意匠を構成しない要素の消去、色彩調整等程度の加工をして表した場合は、「写真」になります。

⑥断面図が必要な場合、通常の図面と同様に、切断面（肉厚面等）には約 0.2mmの太さの平行斜線を引きます（様式 6 備考 5、16）（〔図 1.2-44〕）。なお、切断面を彩色で表す場合には、その色彩は、出願の意匠を構成しない単一色とし、その色彩で表した部分が断面の形状のみを表す旨を【意匠の説明】の欄に記載します（〔図 1.2-45〕）。

〔図 1.2-39〕C Gによる図の記載例



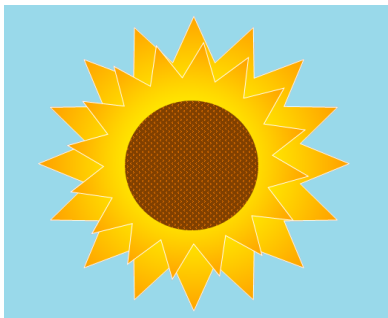
〔図 1.2-40〕【意匠の説明】の記載がなくても背景であると明らかなものの例



【意匠に係る物品】
電子計算機用マウス

〔図 1.2-41〕【意匠の説明】の記載がなければ背景であるか否か明らかでないものの例

【表面図】



【意匠の説明】

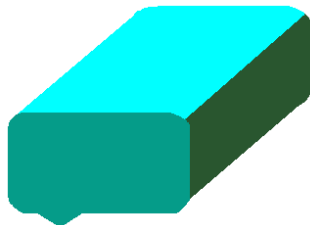
表面図の周辺部に表された水色は、正面形状を明確にするための背景である。

【意匠に係る物品】装飾用シール

※出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明

〔図 1.2-42〕【意匠の説明】の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らかでないものの例

【斜視図】



【正面図】



【平面図】



【右側面図】

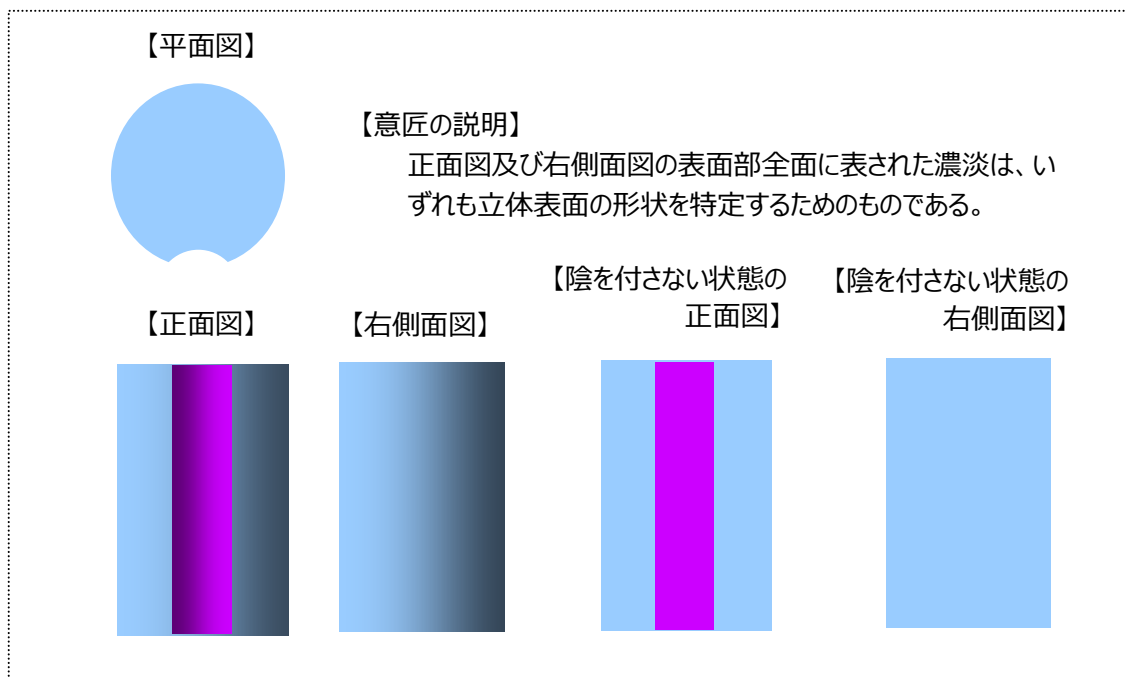


【意匠の説明】

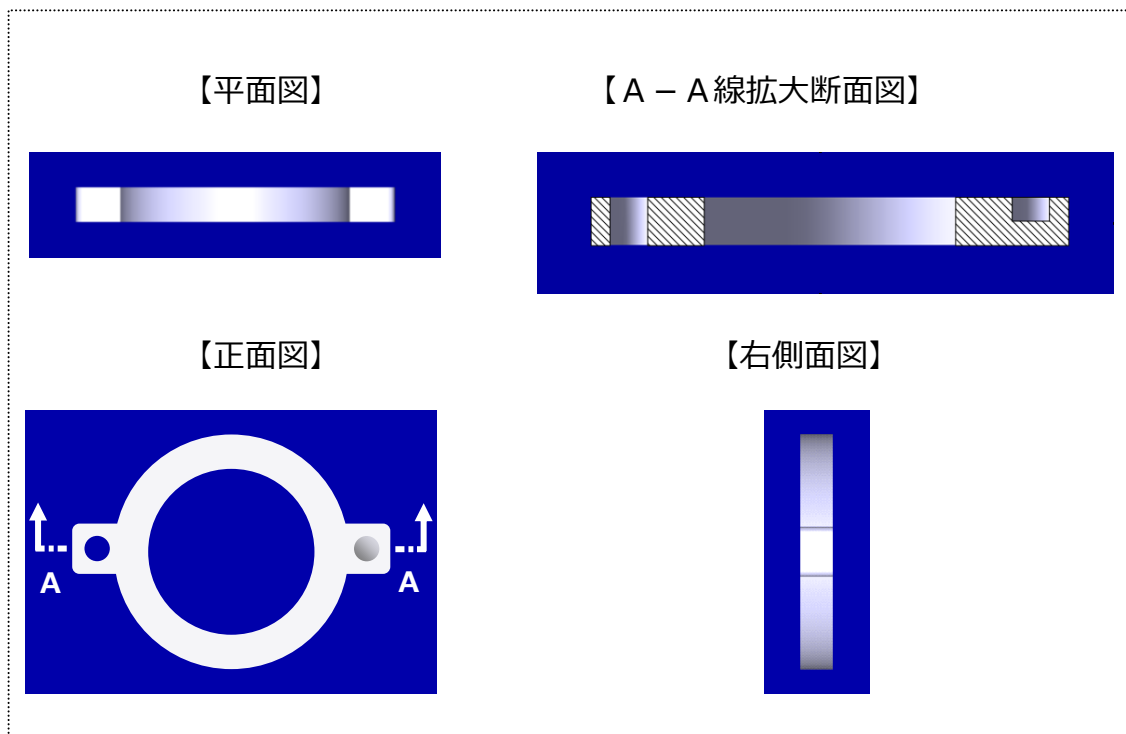
正面図、平面図、右側面図及び斜視図の表面全体に表された濃淡は、いずれも立体形状を特定するためのものである。

【意匠に係る物品】消しゴム

〔図 1.2-43〕色彩を明確にする場合

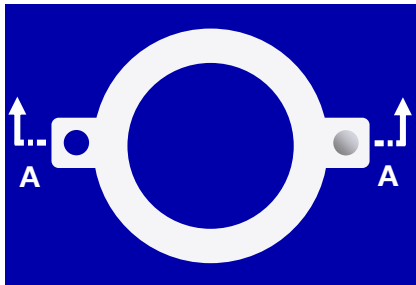


〔図 1.2-44〕C Gによる断面図の記載例



〔図 1.2-45〕C Gによる断面図の記載例（断面形状を色彩で表現した場合）

【正面図】



【A－A線拡大断面図】



【意匠の説明】

A－A線拡大断面に表された赤色は、断面形状のみを表すものである。

なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする出願でのC Gによる断面図については、第2部 2. 2（2）③C Gで作成された断面図をご参照ください。

B. 意匠の理解を助けるための図及び透明部等を示す図（参考図）について

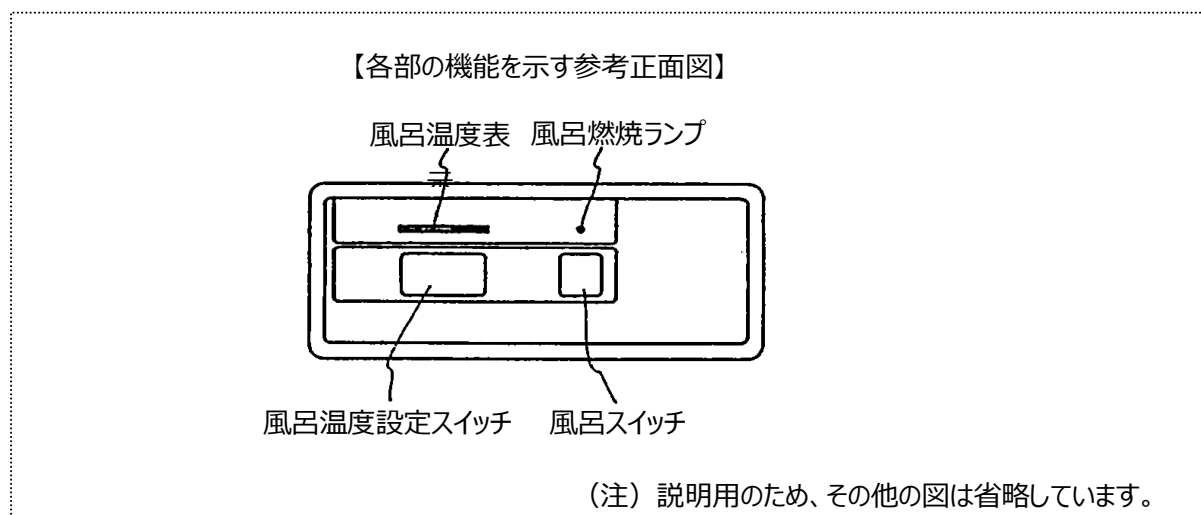
6面図等の他に、物品の説明や透明部を示すために補足的に図を用いる必要がある場合は、参考図を加えます（様式6備考15）。参考図には、各部の機能等を示す図、物品の使用目的・方法を示す図、透明部又は透光性部を示す図等があります。そして、これらの参考図は、意匠登録出願の意匠の形状等そのものを表す図ではないので、図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入することができます（様式6備考7）。出願の意匠の形状等のみを表す図を参考図とすることは適切ではありません。

ただし、参考図として表された図については、意匠に係る物品の材質、大きさ、透明箇所、使用の目的、使用の状態等の理解の点において、出願の意匠の認定の基礎とします。一方、六面図及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、それら異なる要素そのものを、出願の意匠の形状等に係る認定の基礎とはしません（意匠審査基準第Ⅱ部第1章 参照）。

2B.1 各部の機能等を示す参考図

各部の具体的構成態様や物品の使用方法等を表すには、各部の機能等を示す参考図で表します。この参考図は、6面図等のいずれかの図と同様の図に指示線、文字、符号等を加えて描く方法が一般的ですが、6面図等で表される形状等のどの部分を示したものを理解できるように表せば良いものです。

〔図1.2-46〕【各部の機能を示す参考図】の記載例



2B.2 使用状態を示す参考図

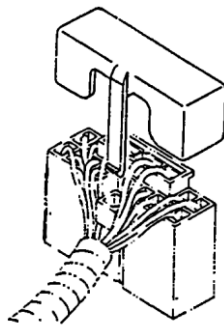
従来の知識ではその物品の使用目的・方法等がわからないために意匠を理解することができない場合には、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄に使用目的、使用方法、使用状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載しますが、それとともに、必要に応じて【使用状態参考図】等を加えます。【使用状態参考図】等は、描き方の制約がないので当該物品以外のものを合わせて描くことができます（例えば、部品の出願における、部品を組み込んだ状態の【使用状態参考図】）。

〔図 1.2-47〕【使用状態を示す参考図】の記載例

【意匠に係る物品】電気コネクタ用後端キャップ

【意匠に係る物品の説明】本物品は、電気コネクタ用ハウジングの後端部に被せられて一对の係止片により固定され、該ハウジングから導出される電線を折り曲げつつ周壁の切欠部より引き出す。

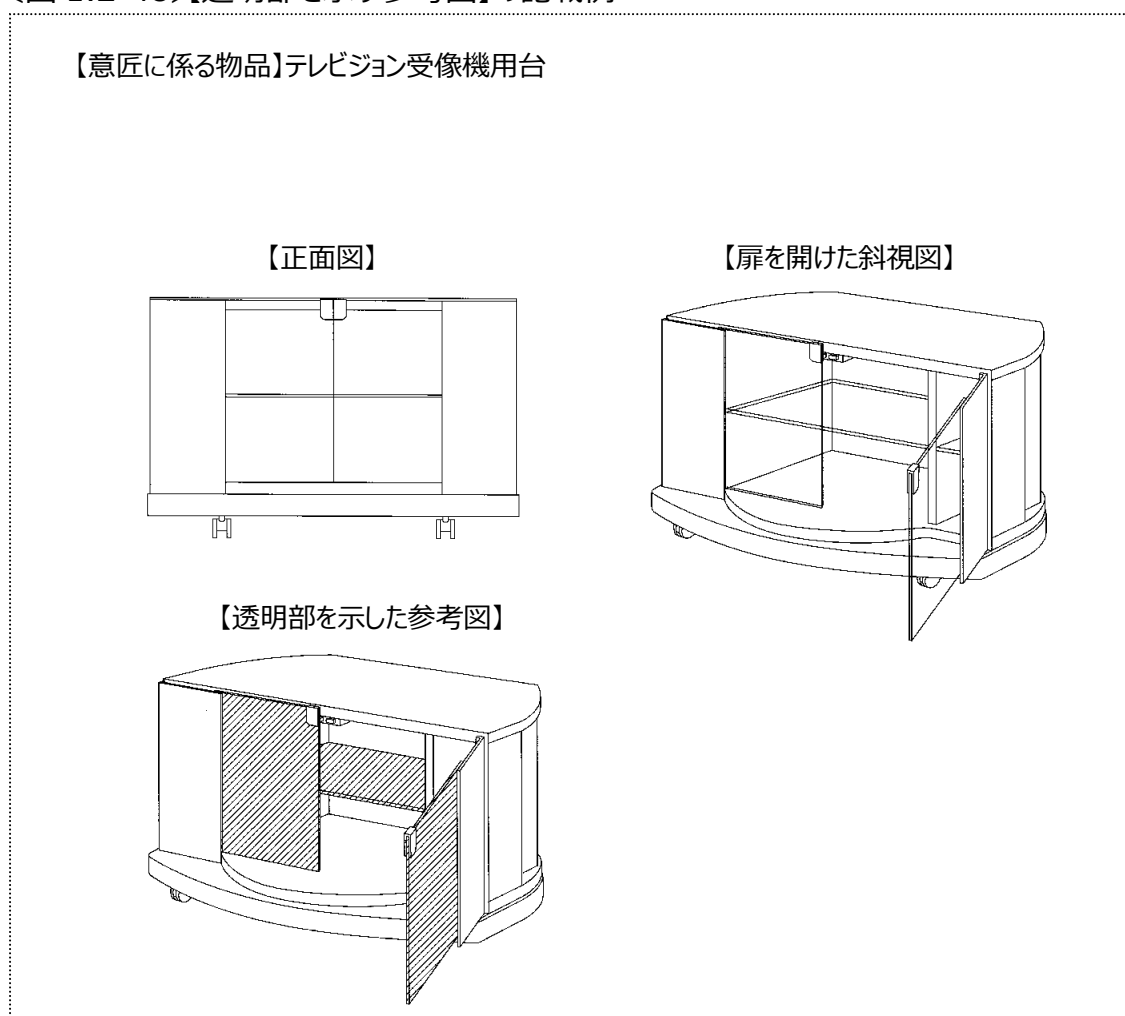
【使用状態を示す参考斜視図】



2B.3 透明部を示す参考図等

形状等の一部が透明又は透光性を有するものを表す場合、【意匠の説明】の記載だけでは、透明等の部分がどこであるか理解できないものについては、【透明部を示す参考図】等を6面図等に加えることによって、明示することが必要です。透けて見える部分をそのまま表す場合、図形が不透明体より複雑になり、形状等を正確に理解することが困難になるので、透明等の部分が【意匠の説明】の記載によって分かるものでも、【透明部を示す参考図】等を加えることは有用です。（透明等についての具体的な作図方法は、第3部4．透明または透光性を有するものの場合 参照）

〔図 1.2-48〕【透明部を示す参考図】の記載例



C. 図面代用写真について

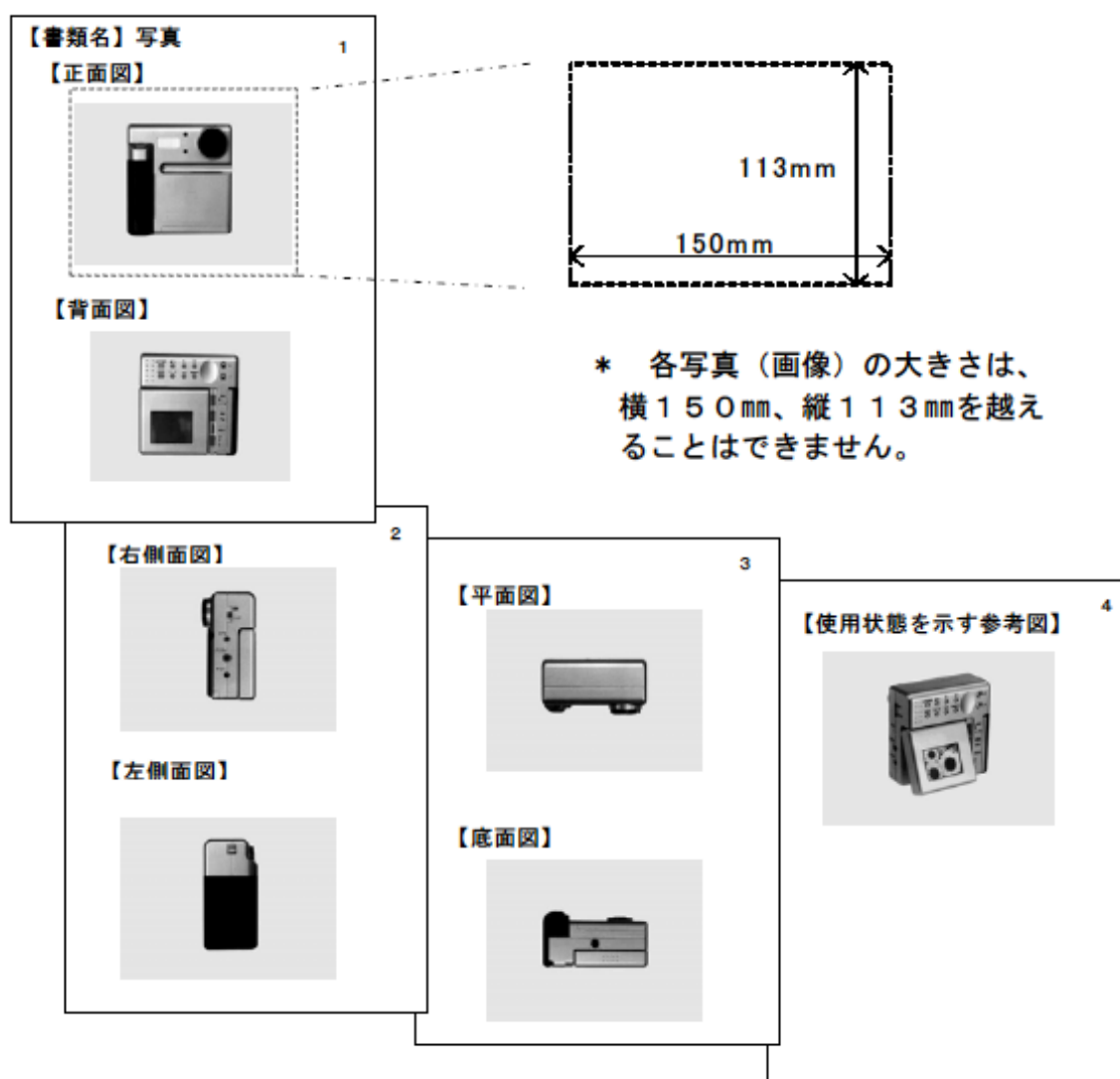
図を記載した図面に代えて、写真を添付して意匠登録出願をすることができます。写真とする場合も、形状等の表し方は図面の場合と同じです。つまり、6面図等の各図それぞれを、図が表す面と同じ方向の面を撮影した写真に置き換えた表し方となります。

〔図面代用写真の場合の留意点〕

- ①意匠を構成しない背景、陰ではない影、鏡面状部分への写り込み等が写らないよう注意が必要です。
- ②凹凸等に現れる濃淡の「陰」（2A.5（8）立体表面の形状を特定する「陰」参照）が、模様と区別しづらい場合は、【意匠の説明】の欄に、その区別を記載します。
- ③背景部や台の面が模様等として写らないよう、白色布、黒色布等の同一のもので背景部や台を覆う等、当該意匠を構成しない模様等が写らない撮影環境で撮影してください。
- ④前方が大きく後方が小さく写るパース状にできるだけならないような撮影方法で撮影してください。
- ⑤デジタル写真の撮影データ等について、形状等を鮮明にする、意匠を構成しないものを消去する等の操作を加えたものも写真とすることができます。（操作後の写真データによって表された形状等が出願意匠になります。）
- ⑥写真と図を組み合わせたことができます。その場合、写真と図の整合性に注意が必要です。例えば、写真には意匠の要旨に関わる濃淡が表されているにも関わらず、図が形状のみを表したものであるときは、写真と図が整合しないものであるため、特定した形状等が表されていないこととなります。なお、出願手続においては、写真と図を分けて、【書類名】をそれぞれ写真、図面とする必要があります。

- ⑦写真に線図を描き加えて1つの写真とすることはできません。なお、C Gによる作図において、一部に写真データを活用したものは、図となります。（2A.5（9）コンピュータグラフィックを使用した図 参照）

〔図 1.2-49〕写真を貼付した例



D. 見本、ひな形について

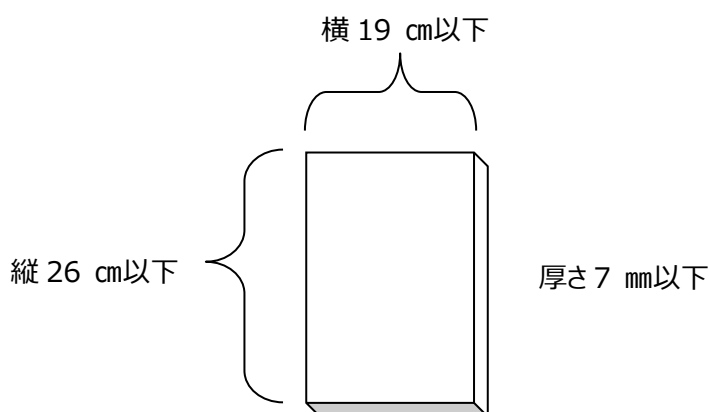
一部の物品については、図面に代えて見本又はひな形を添付して意匠登録出願することができます。見本又はひな形により意匠を表すことができるものは、規則に定められた材質、大きさ等が制限の範囲内のものに限られます。また、提出された見本又はひな形は、出願図面を代用するものとして取り扱うため、返還できませんので御注意ください。

〔図面代用として提出することができる見本、ひな形の制限〕

（意匠法施行規則第 5 条参照）

①大きさは、縦 26 cm、横 19 cm、厚さが 7 mm以下のもの。

それ以上大きなものは提出できません。



ただし、薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ 1m以下であり、7 mm以下の厚さに折りたたんで所定の袋に収めることができれば提出できます。

②こわれにくいもの、容易に変形・変質しないもの。

例えば、欠けやすいもの、自然劣化しやすいもの、自然変色しやすいもの、自然溶解しやすいもの、腐敗するもの等は提出できません（割れやすいガラス製品や食品等）。

③取扱い又は保存に不便でないもの。

例えば、鋭い針や刃があり取扱いが危険なものや、見本やひな形を入れる袋を破いてしまうようなもの等は提出できません（縫い針や抜き身の刃物等）。

(注意) 見本やひな形は破れにくく丈夫であり、かつ、なるべく透明な袋に直接入れてください
(意匠登録を受けようとする意匠の内容が不明確となる可能性があるため、更に密封された小袋や箱等には入れないでください)。

(作成例)

【書類名】 見本			
		注意！ 見本やひな形は、密封された小袋や、箱等に入れた状態ではなく、このように <u>直接</u> 所定の袋に入れて提出してください。	
意匠登録出願人の氏名（名称）	○△	出願番号	
意匠に係る物品	携帯電話ストラップ	出願日	